

平成23年

# 第6回美濃市議会定例会会議録

平成23年11月29日 開会

平成23年12月14日 閉会

美濃市議会

# 平成23年第6回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (11月29日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
所管事務調査結果の報告	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程	6
議案の説明	
議第65号・議第76号(総務部長 梅村 健君)	6
議第66号・議第70号・議第71号(民生部長(福祉事務所長) 西部真宏君)	9
議第67号・議第68号・議第69号・議第73号(建設部長 丸茂 勝君)	10
議第72号(美濃病院事務局長 西部繁雄君)	12
議第74号・議第75号・議第78号(秘書課長 井上 司君)	13
議第77号(教育次長 太田己代治君)	14
議第79号・議第80号・議第81号(市長 石川道政君)	15
休憩	16
再開	16
質疑	16
委員会付託省略(議第74号・議第79号・議第80号・議第81号)	16
討論	16
塚田歳春議員	17
議案の採決	17
議案の上程	18
議案の説明	
議第82号(総務部長 梅村 健君)	18
休憩	18
再開	19

質疑	19
委員会付託省略（議第82号）	19
討論	19
議案の採決	19
休会期間の決定	19
散会の宣告	19
会議録署名議員	20

## 第 2 号 （12月 8 日）

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者	21
職務のため出席した事務局職員	22
開議の宣告	23
会議録署名議員の指名	23
議第65号から議第78号までと市政に対する一般質問	
1 森 福子議員	23
1. スクールバス社会実験（無料市街地循環バス）について	
① 1日当りの利用状況と成果及び運行経費はどのようなか	
② 社会実験開始時には10月末までとされていたが、引き続き3月末まで延長と決定された目的はなにか	
③ 今後、運行ルート拡大など発展的事業の推進はあるのか。又、本格的な運行について市はどのように考えているのか	
④ 来年度以降の本市のバス事業について、どのように整備をしていかれるのか。例えば、オンデマンド方式など、市の方針はどのようなか	
石川市長答弁	25
再 森 福子議員	27
2 辻 文男議員	28
1. 災害時の非常電源の確保について	
① 電気が利用できない復旧中の電源確保の手段をどのように考えているのか	
2. 「広報みの」の見直しについて	
① 発行回数を見直しを考えてはどうか	
② 誌面の内容充実をはかるため、どのような検討がされているか	
梅村総務部長答弁	30

休憩	32
再開	32
3 古田 豊議員	32
1. TPPへの参加反対について	
① 美濃市民の暮らしを守るという立場からTPPには反対するべきではないのか	
2. 美濃市第5次総合計画の「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現について	
石川市長答弁	36
再 古田 豊議員	40
4 庄司義廣議員	41
1. 有害鳥獣駆除対策について	
① パトロール隊を創設できないか	
② 小動物駆除用の箱罠の増設ができないか	
渡辺産業振興部長答弁	41
再 庄司義廣議員	42
休憩	43
再開	43
5 古田秀文議員	43
1. 電力自由化に伴う自治体の取り組みについて	
① 特定規模電気事業者（PPS）を利用できる市内の公共の建物は、いくつあるか	
② 仮に、それらの施設がPPSを使用し、2.4%相当の電気料金削減となれば、年間どれくらいの金額となるか	
③ 今後、電力入札についてどの様な考えがあるのか	
2. 医療費削減に向けた取り組みについて	
① ジェネリック医薬品の使用の現状と今後の利用促進に向けての取り組みについて	
3. 予防接種費助成事業について	
① 来年度以降、国の助成がなくなった場合の市としての対策はどうか	
② 子育て支援体制の促進に向けて、何らかの助成措置はとれないのか	
4. 福祉制度活用について	
① 特別障害者手当について対象となる要介護4・5の方に、この制度の説明はきちんとなされてきたのか	
梅村総務部長答弁	47
西部民生部長（福祉事務所長）答弁	48

再	古田秀文議員	51
6	岡部忠敏議員	53
	1. ゴミ減量化の推進について	
	① ゴミ減量化の数値目標は、展開されているのか	
	② 資源集団回収奨励金制度による資源リサイクルの実績はどれ程なのか	
	③ レジ袋の有料化で使用数量に変化はあったか	
	④ 家庭用生ゴミ処理機の補助制度の利用状況はどれ程なのか	
	⑤ 「広報みの」にゴミ指数として実績値が記載されているが、本年4月～9月までの減量は約5トン、昨年同期間と比較してわずか1.3%である。今後の減量目標達成に向けて具体的な取り組みをどう行っていくのか	
	2. 高齢者福祉サービスについて	
	① ひとり暮らし老人及び身体障害者等のための「緊急通報装置」の設置数が130台であるが、対象世帯数を考えると普及が少ない。今後の取り組みをどう行うのか	
	西部民生部長（福祉事務所長）答弁	54
再	岡部忠敏議員	56
	休憩	57
	再開	57
7	佐藤好夫議員	57
	1. 小中学校における暴力、いじめ、不登校の現状について	
	① 小中学校での暴力行為、いじめ、不登校はあるか。ある場合、その内容と件数はどのようなか	
	② 指導はどのようなにされているか	
	藤川教育長答弁	59
8	塚田歳春議員	60
	1. 国民健康保険について	
	① 国民健康保険法第44条では、被保険者が特別の理由がある場合、窓口一部負担金を免除することができるが、市はどうか対応しているのか	
	2. 市の防災対策について	
	① 防災計画はどんな災害を想定して作成してあるのか	
	② 避難所となる小中学校などの公共施設に食糧の確保ができないか	
	③ 防災指導員を養成する必要があるのではないか	
	④ 防災意識を高めるため、職員による出前講座を実施できないか	
	3. 下水道の水洗化率向上について	
	① 資金を借り入れた場合、利子補給は供用開始後3年以内に工事を行う者となっているが、3年以内を削除できないか	

② 返済期間の延長ができないか	
4. 中央公民館について	
① 1階のロビーに空調設備が備え付けてないが、設置できないか	
西部民生部長（福祉事務所長）答弁	63
梅村総務部長答弁	64
丸茂建設部長答弁	65
藤川教育長答弁	65
再 塚田歳春議員	66
委員会付託（議第65号から議第73号、議第75号から議第78号まで）	67
休会期間の決定	67
散会の宣告	67
会議録署名議員	69

### 第 3 号 （12月14日）

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	71
説明のため出席した者	72
職務のため出席した事務局職員	72
開議の宣告	73
会議録署名議員の指名	73
議案の上程	73
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君	73
民生教育常任委員会委員長 森 福子君	74
委員長報告に対する質疑	75
討論	75
議案の採決	75
議案の上程	77
議案の説明	
市議第3号（森 福子君）	77
休憩	78
再開	78
質疑	78
委員会付託省略（市議第3号）	78

討論	78
議案の採決	78
閉会の宣告	79
市長あいさつ	79
会議録署名議員	82
総務産業建設常任委員会審査報告書	83
民生教育常任委員会審査報告書	83

美濃市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成23年11月29日に第6回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成23年11月22日

美濃市長 石 川 道 政

付議事件名

- 1、平成23年度美濃市一般会計補正予算（第4号）
- 1、平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成23年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成23年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）
- 1、平成23年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 1、美濃市スポーツ振興審議会設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 1、岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 1、人権擁護委員の推薦について
- 1、人権擁護委員の推薦について
- 1、人権擁護委員の推薦について



平成23年11月29日

平成23年第6回美濃市議会定例会会議録（第1号）

## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成23年11月29日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第65号 平成23年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 4 議第66号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第67号 平成23年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第68号 平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議第69号 平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第70号 平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 議第71号 平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第10 議第72号 平成23年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第11 議第73号 平成23年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第12 議第74号 美濃市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第13 議第75号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第76号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第15 議第77号 美濃市スポーツ振興審議会設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第16 議第78号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 第17 議第79号 人権擁護委員の推薦について
- 第18 議第80号 人権擁護委員の推薦について
- 第19 議第81号 人権擁護委員の推薦について

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第19までの各事件

(追加日程)

議第82号 請負契約の締結について

---

### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	古 田 秀 文 君	2 番	岡 部 忠 敏 君
3 番	辻 文 男 君	4 番	庄 司 義 廣 君
5 番	古 田 豊 君	6 番	太 田 照 彦 君
7 番	森 福 子 君	8 番	山 口 育 男 君
9 番	佐 藤 好 夫 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	日比野 豊 君	12 番	野 倉 和 郎 君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
教 育 長	藤 川 久 男 君	総 務 部 長	梅 村 健 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 真 宏 君	産 業 振 興 部 長	渡 辺 彰 君
建 設 部 長	丸 茂 勝 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 恒 雄 君
教 育 次 長	太 田 己 代 治 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	西 部 繁 雄 君
総 務 部 参 事 兼 税 務 課 長	古 田 行 雄 君	民 生 部 参 事 兼 健 康 福 祉 課 長	佐 藤 祥 一 君
総 務 課 長	古 田 和 彦 君	秘 書 課 長	井 上 司 君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市 原 英 樹	議 会 事 務 局 次 長	古 田 孝 見
議 会 事 務 局 記 書	長 屋 充 宏		

○議長（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成23年第6回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

---

### 市長あいさつ

○議長（山口育男君） 開会に先立ちまして市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成23年第6回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

早いもので、ことしも残すところ約1ヵ月となってまいりました。ことしの秋は、美濃和紙あかりアート展、うだつのまち美濃10分の1マラソン、福祉健康いきいきフェア、市民ふれあい消防祭、産業祭など、各種イベントにつきまして、議員各位を初め市民皆様の御理解と御協力によりいづれも盛大のうちに終了できました。関係者の皆様には厚く感謝を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。

また、新しい公共として地域づくり支援事業が着実に定着し、市内7地区では、それぞれ地域の特色を生かした地域性豊かな各種事業が進められており、工夫を凝らしたさまざまイベントも開催され、地域が活性化されている手ごたえを感じているところでございます。来年からは市の応援体制を拡充し、大規模事業などについては市との共同実施として行ってきたいと、このように考えているところでございます。

残念なニュースでございますが、ユネスコの無形文化遺産の候補に挙がっている本美濃紙が、10月26日事前審査機関から登録が見送られました。文化庁によりますと、情報を追加して再提出を求める情報照会の勧告を受けたという説明で、引き続き伝承技術を守りながら補助機関による記載勧告決定を目指してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

第5次総合計画がスタートして8ヵ月が経過しました。事業は順調に推進しておりますが、8ヵ月を検証し、残り4ヵ月で初年度としての成果を上げ、今後の道筋をつけてまいりたいと思っております。

去る11月16、17日の2日間、全国市長会の理事・評議員会が東京で開催され、出席をいたしました。会議では、税と福祉医療に関する一体改革と、消費税については地方への配慮がされておらず、財務省や厚生労働省の一方的な考えで政府の方針が進められていることについて、危機感を持った討議がなされました。さらに、東日本大震災からの復旧・復興に関する決議、総合的な子育て支援策に関する決議、国家公務員の給与引き下げと地方公務員給与に関する決議など4件の決議、介護保険制度や国民健康保険制度に関する件などの重点提言の6件等を採択し、国に対し要望することとなりました。

今後とも市民の皆様や議員各位の御意見をお聞きしながら、活力に満ちた地域社会をつくるため、地方の実態に即した各種政策の実現に向けて、岐阜県市長会や全国市長会を通して国に要望を行ってまいります。

さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、補正予算が9件、条例改正が4件、人事案件が3件、その他1件の合計17件でございます。

議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明いたしますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

### 開会・開議の宣告

○議長（山口育男君） ただいまから平成23年第6回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時05分

---

### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（山口育男君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

---

### 所管事務調査結果の報告

○議長（山口育男君） 次に、所管事務調査結果の報告を行います。

これについて、各常任委員会における調査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君。

○総務産業建設常任委員会委員長（太田照彦君） おはようございます。

総務産業建設常任委員会の行政視察について報告をいたします。

去る10月12日水曜日から10月14日金曜日の3日間、福岡県宗像市、八女市、熊本県荒尾市を視察いたしました。

福岡県宗像市では、議会改革の取り組みについて視察を行いました。宗像市議会では、市政の情報公開と市民参加を基本にした持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的にし、平成22年7月に議会基本条例を制定されました。また、議会報告会、議会中継、議会だよりの発行など開かれた議会を目指し、さまざまな取り組みが行われています。

美濃市議会においても、議会の活性化について検討を行い、議会基本条例等について研究し、今後検討を行っていく上で大変参考になりました。

福岡県八女市では、デマンド交通システムについて視察を行いました。八女市では、広大な山間地域を抱え、全国平均を大きく上回る高齢化が進んでいる中、地域公共交通の維持・確保を図るため、路線バス、スクールバス、患者輸送車、福祉バス等の地域生活交通を抜本的に見直し、デマンド交通を導入しました。このシステムは、予約があったとき、予約があ

った区間だけを運行し、複数の利用者が乗り合いで利用する予約型乗り合いタクシーで、市内に点在する交通空白地域の解消を図り、安全・安心なまちづくりを目指しています。平成22年1月から実証運行をしており、平成24年4月から本格的運行へ移行する予定であります。

美濃市においても、今後のコミュニティーバスのあり方や効率的な運行の検討を進める上で、大変参考になりました。

熊本県荒尾市では、地域再生事業について視察を行いました。荒尾市は、隣接する大牟田市とともに炭鉱のまちとして発展してきましたが、石炭から石油へのエネルギー転換により、平成9年には炭鉱が閉山し、地域経済の活力が低下していました。そういう中、平成16年から地域活性化と雇用拡大を図る地域再生プロジェクトに取り組み、中でも商店街の空き店舗を活用し、地域住民が中心となった農産物直売所兼研究拠点施設「青研」を初めとする「まちなか研究室」が、焼酎、ワイン、ミカンジュースなど、特産品開発や生鮮品販売で成果を上げています。また、半径300メートルという徒歩圏内の高齢者対象のミニスーパーマーケットとしても好評を得ています。

美濃市においても、地域の活性化及び安心・安全な地域づくりを進める上で参考になりました。

以上で報告は終わります。なお、視察の資料につきましては、事務局にまとめてありますので、御参照をお願いいたします。終わります。ありがとうございました。

○議長（山口育男君） 次に、民生教育常任委員会委員長 森福子君。

○民生教育常任委員会委員長（森 福子君） おはようございます。

民生教育常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月5日水曜日から10月7日金曜日の3日間、香川県仲多度郡まんのう町、愛媛県四国中央市、宇和島市を視察いたしました。

香川県仲多度郡まんのう町では、「命見守り ほっと安心」のモデル集落事業について視察を行いました。まんのう町では、人口減少、少子・高齢化の進展により、家庭や地域の機能が低下し、地域内でさまざまな生活課題が表面化する中、地域の住民が安心・安全に生活でき、地域の各主体が連携・協力して高齢者を見守る活動を推進するため、「命見守り ほっと安心」のモデル集落事業を実施されました。見守り体制づくりの支援を行う推進支援組織の設置・運営や各集落へのモデル集落事業についての説明、集落内での事業に関する協定づくり、モデル集落指定の流れ等について説明を受けました。

美濃市においても、今後ますます高齢化が進む中、コミュニティ活動を活性化し、高齢者を見守る共助の社会づくりを推進する上で大変参考になりました。

次に、愛媛県四国中央市では、校庭等芝生化事業について視察を行いました。四国中央市では、「子育て環境、四国一」を目指し、子供たちの基礎体力向上や環境対策を初め、地域の触れ合いの場の創出や活性化を図るため、土壌改良や農薬散布の必要がなく、養生期間が短い低コストで芝生を管理していく鳥取方式による校庭や園庭等の芝生化に取り組んでいます。鳥取方式による芝生化について及び芝生化の実証実験を行った際の維持管理の方法や、

維持管理を行う組織等について説明を受けました。

美濃市において、今後、子育て環境整備の新たな施策を検討する上で参考になりました。

次に、宇和島市では、うわじまMIセンター事業について視察を行いました。この事業は、男女の出会いの場を提供し、結婚後、市内への定住により地域を活性化することを目的としています。うわじまMIセンターでは、異性との出会いを望まれる方に事前にセンターに登録していただき、登録者に対しふれあい交流会を実施したり、お見合いのセッティング、相談等を行っています。こうした婚活支援活動の流れや取り組み、結婚相談員、推進員の方の活動状況について説明を受けました。

美濃市においても、本年度より婚活支援事業を実施しており、これを推進する上で参考になりました。

以上で、民生教育常任委員会の報告を終わります。

---

○議長（山口育男君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口育男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 辻文男君、4番 庄司義廣君の両君を指名いたします。

---

### 第2 会期の決定

○議長（山口育男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から12月15日までの17日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から12月15日までの17日間と決定いたしました。

---

### 第3 議第65号から第19 議第81号まで（提案説明）

○議長（山口育男君） 日程第3、議第65号から日程第19、議第81号までの17案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第65号、議第76号の2案件について、総務部長 梅村健君。

○総務部長（梅村 健君） おはようございます。

それでは、議第65号 平成23年度美濃市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の2ページをお開きください。

今回の補正は、人件費の減額のほか、各種事業の推進に当たり当面する課題に対応するた

め、所要の補正をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,783万3,000円を追加して、補正後の予算の総額を92億5,584万7,000円にするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、翌年度に繰り越して使用できる経費を「第2表 繰越明許費」によるものと定めるものでございます。

第3条は債務負担行為の補正で、「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条は地方債の補正で、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、防災ラジオ整備事業の金額を定めるものでございます。

7ページに移りまして、第3表 債務負担行為補正につきましては、マイクロバス運行業務委託のほか8件の事項を追加するもので、期間及び限度額を定めております。

第4表 地方債の補正につきましては、河川災害復旧事業の限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明いたしますので、9ページをお開きください。

第1款 議会費は、416万4,000円を減額して1億5,777万4,000円にするもので、これは職員及び議員の人件費の減額であり、財源はすべて一般財源の減額でございます。

第2款 総務費は、3,088万2,000円を減額して10億8,788万3,000円にするもので、住民情報システム関係経費等の増額と県議会議員・市議会議員・市長選挙経費の人件費等の減額であり、財源は国県支出金925万8,000円の減額と一般財源2,162万4,000円の減額でございます。

第3款 民生費は、3,496万4,000円を追加して28億9,915万5,000円とするもので、決算見込みによる福祉医療助成事業経費、訪問系及び日中活動系介護事業経費、保育所運営経費等であり、財源は、福祉医療事業費等の国県支出金1,837万4,000円、保育所入所負担金等のその他財源864万5,000円と一般財源794万5,000円を増額いたします。

第4款 衛生費は、558万3,000円を追加して9億7,948万6,000円とするもので、簡易水道特別会計繰出金等であり、財源は、一般財源558万3,000円を増額いたします。

第6款 農林水産業費は、1,193万3,000円を減額して3億178万5,000円とするもので、人件費の減額等であり、財源は、国県支出金14万7,000円、雑入のその他財源6万1,000円を増額と一般財源1,214万1,000円の減額をいたします。

第7款 商工費は、886万3,000円を追加して3億1,210万3,000円とするもので、小倉公園等維持管理経費、和紙の里会館施設管理経費等であり、財源は、国県支出金489万9,000円、ふるさと応援寄附金のその他財源20万円、一般財源376万4,000円を増額いたします。



第8款 土木費は、3,544万6,000円を追加して9億8,837万9,000円とするもので、道路維持管理経費、河川修繕浚渫等事業経費、下水道特別会計繰出金等であり、財源は、国県支出金309万1,000円、一般財源3,235万5,000円を増額いたします。

第9款 消防費は、1,754万円を追加して3億9,701万7,000円とするもので、消防団等運営維持経費、防災ラジオ関係経費等であり、財源は、防災ラジオ等販売に係る雑入116万円のその他財源、一般財源1,638万円を増額いたします。

第10款 教育費は、2万7,000円を減額して11億4,276万2,000円とするもので、人件費の減額と児童・生徒送迎用スクールバス購入経費の増額等で、財源は、貸付金元利収入のその他財源225万円の増額と、一般財源の227万7,000円を減額いたします。

第11款 災害復旧費は、300万円を追加して732万円とするもので、下須原谷の現年補助災害復旧事業費であり、財源は、国県支出金200万1,000円、地方債90万円、一般財源9万9,000円を増額いたします。

以上、今回の補正総額は4,783万3,000円で、その財源内訳は、国県支出金1,925万4,000円、地方債90万円、その他1,231万6,000円、一般財源は1,536万3,000円で、諸収入2,750万円、繰越金1,261万3,000円でございます。

10ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第65号の説明を終わります。

次に、議第76号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案集の132ページ、赤スタンプ2番の議案説明資料の24ページをお開きください。

この条例改正は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令により、障害者自立支援法の一部改正が平成23年10月1日から施行されたことに伴い、引用項番号等を変更して関係条例の条文を整備するものでございます。

第1条、第2条は、美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございまして、第1条では、第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、第2条では、第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めるものでございます。

第3条、第4条は、美濃市ひばり園設置条例の一部改正でございまして、第3条では、第4条第1項中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改め、第4条では、133ページの第4条第1項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項」に改めるものでございます。

第5条は、美濃市地域活動支援センター設置条例の一部改正でございまして、第1条中「第5条第21項」を「第5条第22項」に改めるものでございます。

第6条、第7条は、美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございまして、第6

条では、第9条の2第1項第2号中、「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、第7条では、第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めるものでございます。

附則は、条例の施行期日を定めるものでございます。

以上で議第76号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口育男君） 次に、議第66号、議第70号、議第71号の3案件について、民生部長西部真宏君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部真宏君） おはようございます。

それでは初めに、議第66号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の44ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ582万3,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ26億6,494万3,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で「第2表 債務負担行為」によるものでございます。46ページをお開きください。

債務負担行為の補正につきましては、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託を追加するもので、その期間及び限度額を定めております。

次に、補正の内容につきまして御説明いたしますので、47ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の1款 総務費は、人件費等582万3,000円を減額するもので、財源内訳は、その他財源で一般会計繰入金の減額でございます。

第2款 保険給付費、こちらは財源の組み替えでございます。

4款 前期高齢者納付金等は16万7,000円を増額するもので、前期高齢者納付金及び関係事務費拠出金の額の確定によるもので、財源は保険税でございます。

6款 介護納付金は、決算見込みによりまして107万9,000円を減額するもので、財源は国県支出金を減額するものでございます。

10款 諸支出金は91万2,000円を増額するもので、こちらは平成22年度の特定健診負担金の精算に伴う返還金でございます。財源内訳は保険税でございます。

48ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第66号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第70号 平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

議案集の76ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万4,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ17億6,245万3,000円とするものでございます。

78ページをお開きいただきたいと思います。

補正の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の1款 総務費の38万4,000円の追加は、人件費等で6万8,000円と介護保険料納付済額通知発行に伴う経費としまして31万6,000円を追加するものでございます。財源は、その他財源で一般会計繰入金でございます。

3款 地域支援事業費は、介護予防及び包括的支援事業等に係る事業の予算科目の組み替えによるものでございます。

79ページ以降の説明は省略させていただきます、議第70号の説明を終わらせていただきます。

それでは次に、議第71号 平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案集の84ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14万8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ4億7,476万3,000円とするものでございます。

86ページをお開きいただきたいと思っております。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の表により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の1款 総務費の14万8,000円の追加は、後期高齢者医療保険料納付済額通知発行に伴う経費の増額でございます。財源は、繰入金で一般会計繰入金でございます。

87ページ以降の説明は省略させていただきます、議第71号の説明を終わらせていただきます。

以上でございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山口育男君） 次に、議第67号、議第68号、議第69号、議第73号の4案件について、建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） おはようございます。

それでは、議第67号 平成23年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の54ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、簡易水道施設の修繕費と職員給与費等の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ457万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億4,452万5,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、56ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 簡易水道費は457万4,000円を増額し、補正後の額を6,716万3,000円とするものであり、補正額の財源内訳は使用手数料の増額でございます。

第2款 公債費は財源内訳のみの変更で、使用手数料457万4,000円の減額とその他財源で一般会計からの繰入金457万4,000円の増額でございます。

なお、57ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で議第67号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第68号 平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の62ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、農業集落排水施設の修繕費と職員給与費等の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億2,123万3,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、64ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は57万4,000円を増額し、補正後の額を1億109万5,000円とするものであり、その補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金57万4,000円の増額でございます。

なお、65ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で議第68号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第69号 平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の68ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、前年度事業確定に伴う消費税、下水道施設維持管理経費及び右岸処理区管渠整備単独事業並びに職員給与費等の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,311万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,530万8,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、70ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費103万9,000円を減額し、補正後の額を6,604万9,000円とするものであり、補正額の財源内訳は一般会計繰入金を減額するものでございます。

第2款 下水道事業費は1,415万4,000円を増額し、補正後の額を2億676万6,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、地方債180万円と、一般会計からの繰入金1,216万5,000円及びその他財源で負担金18万9,000円の増額でございます。

なお、71ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で議第69号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第73号 平成23年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の104ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、企業債及び企業債償還元金の減額と、職員給与等の調整でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款 水道事業費用の既決予定額から207万4,000円を減額して、補正後の額を2億5,657万9,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,387万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額214万円及び過年度分損益勘定留保資金1億8,173万8,000円で補てんするものとする」に改め、資本的収支及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款 資本的収入の既決予定額から4,860万円を減額して、補正後の額を391万2,000円とするものとし、支出の第1款 資本的支出の既決予定額から4,581万円を減額いたしまして、補正後の額を1億8,779万円とするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の額について、職員給与費の既決予定額から196万5,000円を減額して、補正後の額を2,736万8,000円に改めるものでございます。

106ページ以降の説明は省略させていただきます、議第73号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口育男君） 次に、議第72号について、美濃病院事務局長 西部繁雄君。

○美濃病院事務局長（西部繁雄君） それでは、議第72号 平成23年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の90ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、病院事業収益において入院収益、外来収益の増額、病院事業費用では給与費の減額をお願いするものでございます。また、資本的収支における支出は、医療機器の購入によるものでございます。

第1条は総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に6,050万5,000円を追加し、23億5,241万4,000

円とするものでございます。この内容は、第1項 医業収益で、入院及び外来の収益状況から6,000万円を増額、また第2項 医業外収益では、岐阜県市町村職員共済組合に支払う追加費用の確定、また院内保育事業など、他会計補助金及び補助金を50万5,000円増額するものでございます。

次に、支出の第1款 病院事業費用は、既決予定額から1,982万4,000円を減額し、23億3,969万8,000円とするものでございます。この内容は、第1項 医業費用のうち職員の異動等に伴い給与費を1,985万6,000円減額する一方、訪問看護ステーション費では3万2,000円の増額をお願いするものでございます。

91ページをごらんください。

第3条は、資本的支出の予定額を補正するもので、第1款 資本的支出の既決予定額に95万円を追加し、1億9,241万6,000円とするものでございます。これは、第1項 建設改良費におきまして24時間血糖測定機の購入をお願いするものでございます。なお、この補正に伴い、予算第4条本文括弧書きの資本的収支における不足する額及びその補てん財源をこのように改めるものでございます。

第4条は、予算第6条において定めております経費につきまして、今回の補正により異動が生じますので、職員給与費の既決予定額から1,992万4,000円を減額し、11億5,519万9,000円とするものでございます。

92ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第72号の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口育男君） 次に、議第74号、議第75号、議第78号の3案件について、秘書課長井上司君。

○秘書課長（井上 司君） おはようございます。

それでは、議第74号 美濃市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の117ページから129ページをお開きください。あわせまして赤スタンプ2の議案説明資料の1ページから19ページを御参照ください。

今回の改正は、公務員給与と民間給与との格差解消を目的として、国家公務員の給与等の引き下げ措置を平成23年12月期の支給時点から実施することとする平成23年9月30日の人事院勧告を尊重し、勧告の内容に沿った措置を講ずる所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、人事院勧告に準じて平成23年12月1日を基準とした平成23年12月期以降の支給における給料月額を、行政職給料表（一）で平均マイナス0.23%の改定で、50歳代で最大マイナス0.5%、40歳代後半でマイナス0.4%程度まで引き下げ、若年層及び医師は据え置き、その他の給料表も行政職給料表（一）を考慮した引き下げに伴う給与の改正等と、給与構造改革の経過措置額について、平成24年度は経過措置額として支給されている給料の2分の1を減額して支給し、平成25年4月1日に廃止するものでございます。

附則では、施行日等を定めております。

次に、議第75号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の130ページ、131ページをお開きください。あわせまして赤スタンプ2の議案説明資料の20ページから22ページを御参照ください。

今回の改正は、美濃病院における医師の確保及び資質向上を図るため、美濃病院関係業務に従事する医師に支給する手当を、新設及び追加するための所要の改正でございます。

内容につきましては、美濃病院関係業務に従事する医師の特殊勤務手当について、「診療手当」を新設し、また業務手当に「宿日直の業務従事中に救急患者受け入れに従事した医師」を追加するものでございます。

附則では、平成24年1月1日から施行することを定めております。

次に、議第78号 岐阜県市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の136ページをお開きください。あわせまして赤スタンプ2の議案説明資料の30ページ、31ページを御参照ください。

提案理由とその内容につきましては、岐阜県市町村職員退職手当組合の所在地を特定し、組合議員のうち組合市町村の町村の長を代表する者の選任方法を改めるため、岐阜県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する必要があることから、地方自治法第286条第1項の規定により構成市町村の協議が必要となり、その協議につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

条文につきましては、第4条の改正は、「岐阜市」の次に「藪田南5丁目14番53号」を加えるものでございます。

第5条第3号では、「各郡町村会長 9人」を「岐阜県町村会が推せんする組合を組織する町村の長 9人」に改正するものでございます。

附則では、施行日及び経過措置を定めております。

以上で、議第74号、議第75号、議第78号についての説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山口育男君） 次に、議第77号について、教育次長 太田己代治君。

○教育次長（太田己代治君） おはようございます。

それでは、議第77号 美濃市スポーツ振興審議会設置に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

赤スタンプ2の条例の改正の概要の27ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、第177回国会におきまして昭和36年に制定されましたスポーツ振興法が、50年ぶりに全部改正されました。そして、新たにスポーツ基本法としまして、本年8月24日から施行されました。

これに伴いまして関係します市の三つの条例の字句等を、スポーツ基本法の用語に合わせて改正をお願いするものでございます。

改正の内容を御説明いたしますので、28ページと29ページ、そして赤スタンプ1の議案集134ページ、135ページをごらん願います。

初めに、第1条の美濃市スポーツ振興審議会設置に関する条例の一部改正についてでございます。

条例の題名を「美濃市スポーツ推進審議会設置条例」に改めます。

そして、第1条から第3条の条文の字句の改正としまして、それぞれ「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に、そして「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」などに改めるものでございます。

第2条の美濃市体育指導委員設置条例の一部改正につきましては、条例の題名を「美濃市スポーツ推進委員設置条例」に改めます。

そして、第1条、第2条、第4条第2項の条文中にございます「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」などに、必要な字句の改正を行うものでございます。

第3条の美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、条例の別表にございます「非常勤の特別職職員」の名称中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改めるものでございます。

附則では、第1項で施行期日を定めて、公布の日からとしております。そして、第2項では美濃市スポーツ推進審議会委員、美濃市スポーツ推進委員の経過措置を定めております。

以上が議第77号の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（山口育男君） 次に、議第79号、議第80号、議第81号の3案件について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第79号及び議第80号並びに議第81号 人権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集の137ページ及び138ページ並びに139ページをごらんください。

人権擁護委員としてお務めをいただいております服部慧源さん、葛谷勝美さん、荻香雅里さんの任期は、平成24年3月31日をもって満了となります。葛谷勝美さん、荻香雅里さんのお2人については引き続き推薦をいたしたいと存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を願います。

議第79号の葛谷勝美さんは、住所が美濃市長瀬212番地、年齢は昭和12年10月19日生まれの74歳、平成14年10月に就任されて現在3期目をお務めいただいております。日ごろは、吉忠化学工業株式会社の相談役として御活躍中でございます。

議第80号の荻香雅里さんは、住所が美濃市松森785番地、年齢は昭和30年11月23日生まれの56歳、平成21年4月に就任されて現在1期目をお務めいただいております。御主人が経営されております建築事務所で事務のお手伝いをされております。



議第81号では、平成24年3月31日をもって退任される服部慧源さんにかわり、古田由美子さんの推薦をいただきたいと存じます。古田由美子さんは、住所が美濃市極楽寺27番地、年齢は昭和26年2月13日生まれの60歳、岐阜県教員として長年小・中学校で教鞭をとられ、平成23年3月中有知小学校校長を最後に退職されました。現在、岐阜県教育委員会教育研修課で教育支援相談員として勤務されております。

葛谷さん、荻さん、古田さんは、ともに広く社会の実情に精通され、市民の信望も厚く人権擁護委員として最も適任の方々と存じますので、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。以上であります。

○議長（山口育男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時12分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

---

第12 議第74号及び第17 議第79号から第19 議第81号まで（質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） ただいま執行部より提案説明のありました17案件の議題のうち、議第74号、議第79号、議第80号、議第81号の4案件を審議いたします。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

---

再開 午前11時14分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の4案件につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の4案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 私は、日本共産党美濃市議会議員として、ただいま上程されました議第74号 美濃市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対でありますので、以下その理由を申し述べます。

国家公務員給与をめぐっては、政府が復興財源を口実に、2013年度末まで7.8%、2,900億円引き下げる削減法案を臨時国会に提出し、人事院が平均0.3%引き下げを勧告していましたが、政府はこの勧告を見送り、削減法案の成立を加えました。また、労働協約締結を付与する法は、長年剥奪されてきた労働基本権のごく一部を付与する極めて不十分なものであります。人勧は労働基本権発達の代償措置であり、政府は不当な引き下げ勧告であっても尊重しなければならないと、毎年実施してきました。その勧告を見送り、勧告に基づかない削減を行うということは、二重に憲法を踏みにじるものであります。

災害復興のために公務員の役割がますます必要なときに、給与削減は全く逆行するものであります。地域経済にも打撃を与え、経済再建にとってもマイナスになります。また、公務員給与の削減のねらいが、復興増税や消費税増税の露払いであります。

人事院勧告は、公務員だけでなく社会福祉施設や私立学校など、直接影響が及ぶ労働者は全国約625万人にも上り、美濃市職員の一般職だけでも約120人が対象になり、全体で1ヵ月月約18万3,000円の削減になります。景気回復のためにも国民の懐を暖めることそこが一番です。よって、今回の職員給与の削減に反対をするものです。

なお、きょうの新聞で養老町議会が反対されたことを申し添えておきます。以上、討論といたします。

○議長（山口育男君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、議第74号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手多数であります。よって、議第74号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第79号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第79号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第80号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第80号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第81号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第81号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（山口育男君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第82号が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 議第82号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 議第82号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第82号について、総務部長 梅村健君。

○総務部長（梅村 健君） それでは、ただいま上程させていただきました議第82号 請負契約の締結について御説明申し上げます。

美濃市火葬場建設に伴う主体工事の請負契約につきましては、事後審査型条件つき一般競争入札の方法により、本年11月15日に入札を行いました。落札候補者が決定いたしましたので、書類提出を求め審査を行いましたところ、適性と判断しましたので、11月22日付で青協・市原特定建設工事共同企業体と仮契約を締結いたしました。

つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容につきまして御説明させていただきます。

契約の目的は、美濃市火葬場建設に伴う主体工事でございます。

契約の方法は、事後審査型条件つき一般競争入札でございます。

契約の金額は、1億9,719万円でございます。

契約の相手方は、青協・市原特定建設工事共同企業体で、代表構成員、関市倉知3204番地の4、青協建設株式会社、代表取締役社長 天池孝一。構成員は、美濃市前野180番地、株式会社市原建設、代表取締役 市原忠彦でございます。

以上で議第82号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山口育男君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思  
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につい  
ては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第82号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第82号は原案のとおり可決いたしま  
した。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから12月7日までの8日間休会いたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから12  
月7日までの8日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時まで、質疑については12月1  
日の正午までに事務局へ御提出ください。

---

### 散会の宣告

○議長（山口育男君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月8日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前11時25分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年11月29日

美濃市議会議長                    山   口   育   男

署 名 議 員                    辻            文   男

署 名 議 員                    庄   司   義   廣

平成23年12月8日

平成23年第6回美濃市議会定例会会議録（第2号）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成23年12月 8 日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第65号 平成23年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 3 議第66号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議第67号 平成23年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第68号 平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第69号 平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議第70号 平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第71号 平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議第72号 平成23年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第10 議第73号 平成23年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第11 議第75号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第76号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第13 議第77号 美濃市スポーツ振興審議会設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第14 議第78号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 第15 市政に対する一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第15までの各事件

---

### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	古 田 秀 文 君	2 番	岡 部 忠 敏 君
3 番	辻 文 男 君	4 番	庄 司 義 廣 君
5 番	古 田 豊 君	6 番	太 田 照 彦 君
7 番	森 福 子 君	8 番	山 口 育 男 君
9 番	佐 藤 好 夫 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	日 比 野 豊 君	12 番	野 倉 和 郎 君
13 番	塚 田 歳 春 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 説明のため出席した者

市 長 石 川 道 政 君 副 市 長 加 納 和 喜 君

教 育 長	藤 川 久 男 君	総 務 部 長	梅 村 健 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 真 宏 君	産 業 振 興 部 長	渡 辺 彰 君
建 設 部 長	丸 茂 勝 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 恒 雄 君
教 育 次 長	太 田 己 代 治 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	西 部 繁 雄 君
総 務 部 参 事 兼 税 務 課 長	古 田 行 雄 君	民 生 部 参 事 兼 健 康 福 祉 課 長	佐 藤 祥 一 君
総 務 課 長	古 田 和 彦 君	総 合 政 策 課 長	島 田 利 克 君
市 民 生 活 課 長	宮 西 嘉 弘 君	産 業 課 長	猿 渡 政 明 君
秘 書 課 長	井 上 司 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	五 十 川 安 弘 君
教 育 委 員 会 人 づ くり 文 化 課 長	堀 部 勉 君		

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市 原 英 樹	議 会 事 務 局 次 長	古 田 孝 見
議 会 事 務 局 記 書	長 屋 充 宏		



## 開議の宣告

○議長（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りいただくようお願いを申し上げます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（山口育男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口育男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 古田豊君、6番 太田照彦君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第65号から第14 議第78号までと第15 市政に対する一般質問

○議長（山口育男君） 日程第2、議第65号から日程第14、議第78号までの13案件を一括して議題といたします。

日程第15、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、7番 森福子君。

○7番（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、スクールバスの社会実験（無料市街地循環バス）について、四つお尋ねいたします。

子供たちが登下校に利用するスクールバスを市民向けに活用するスクールバス社会実験事業は、本年4月に道の駅で出発式が行われスタートしました。現在は、スクールバスの社会実験（無料市街地循環バス）として、右回り線、道の駅から美濃市駅へ先回り4便と、左回り線、道の駅から美濃病院へ先回りの4便が毎日運行されています。

私は、平成22年9月議会において、岐阜バス八幡線の廃止に伴う地域交通問題について議会質問をいたしました。その際、答弁において、この実態が少しでも解消するために、コミュニティバス「わっちも乗るCar」やスクールバスの活用により、市民の利便性が悪くならないよう、サービス向上に向け新年度は努力していくといただきまして、市の方向性に期待を持ったものであります。

平成23年3月議会においても、私はスクールバスの社会実験、住民運行試乗会による運行経路や検討課題など地域交通問題の視点で議会質問をいたしました。

市は、バス交通路線と長良川鉄道路線を含めた交通移動手段の効率的な運行など、新たなネットワーク形成の考えの中で、スクールバスが運行していない時間帯の有効活用を目的とされ、地域公共交通会議の委員等による住民運行試乗会の実施を踏まえながら、検証や課題

について検討していくと答弁されました。私は、市民の望まれる地域交通のあり方について、市と議会質問や議論をしていく中で、本市の限られた予算とスクールバスにおける文部科学省の示す「国庫補助金により取得したスクールバスの住民利用に関する承認要領」等の規制の中で、市が知恵を絞り大変努力されていることは理解しておりますが、市民にあっては、無料でバスに乗車できる地域と、そうでない地域との公平性の格差などを指摘される声もあります。

スクールバスの社会実験（無料市街地循環バス）がスタートして6ヵ月経過しました。子供たちの教育生活に支障のない活用のもとに、安心・安全な運行に努めることや、利用できる時間が限られることから、利用者が多く見込める公共施設、医療機関、大型商業施設、観光スポットなどを効率よく巡回できる現在の運行コースとなったと伺っています。

そこで一つ目として、1日当たりの利用状況と成果及び運行経費はどのようになっていますか、お尋ねをいたします。

次に二つ目ですが、スクールバスの社会実験（無料市街地循環バス）は、これからの交通手段のあり方として、スクールバスのあき時間を利用したバス運行の可能性を探る期間限定の取り組みとされ、10月末までの利用状況は重要なデータになるとされています。予算においても、スクールバス住民利用運行事業2台分として693万6,000円計上されていますが、6ヵ月延長は財政的にも重く、年間約1,100万円を超える額になるのではと伺っております。そこで、こうした目的で望まれた事業が、運行コースの変更もなく現状維持のまま6ヵ月先まで延長された新たな目的は何なのかお尋ねをいたします。

次に三つ目ですが、バス交通は安価で手軽であることから、移動手段の少ない高齢者等の生活の足として、日常生活に欠くことのできない公共交通機関であります。平成15年からスタートした本市のコミュニティバス「わっちも乗るCar」は、市民の満足度と利便性を満たすバスによる移動手段の充実を目的に、これまで改善や改正を繰り返してきましたが、市民の価値観とともにニーズもさまざまに異なり、課題は山積しています。

先般、自治会長と市議会議員との懇談会においても、バス交通について地域としての意見や要望があり、承知しているところでありますが、私は市に設置されている公共交通会議においても市民の要望などを意見集約され、会議の開催時に活用していただきたいと考えております。そこで、市民生活の一部に活用する画期的な取り組みとしたスクールバス社会実験（無料市街地循環バス）について、今後の運行ルート拡大などの発展的事業の推進と本格的な運行について、市はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

次に四つ目ですが、平成23年度本市の予算では、コミュニティバス「わっちも乗るCar」は2,400万円、自主運行バス運行事業補助経費（牧谷線）は約4,000万円、スクールバスの住民利用運行事業2台分約690万円、乗り合いバス路線運行維持補助経費（高見線）39万円と計上されています。このように、多額の費用が支出されているにもかかわらず、現状では利用効果が出ていないのではと感じています。本市の高齢化率は27.4%となり、今後団塊世代の高年齢化により、本市の高年齢化率がますます加速すると予想されています。ちなみ

に、60歳代の男女の合計人口は約3,550人になります。近い将来に、車の運転から自転車に乗る、そしてバスに乗る、こうした年齢変化は人それぞれ違いはしますが、これまで以上に本市のバス事業は重要で、日常生活を支える地域交通政策として将来を見据えた整備をしていただきたいと思います。そこで、来年度以降の本市のバス事業についてどのように整備され利用拡大に結びつけられるのか、例えば数年前にコミュニティバス「わっちも乗るCar」の運行と、デマンドタクシーテスト運行がされていましたが、デマンドタクシーテスト運行の利用がないことから打ち切られましたが、その後の公共交通事情の変化により、現在は近隣の市などでも乗り合いバスとしてデマンドタクシーが実施されています。本市もさまざまに調査や研究をされていると伺っていますが、新しい仕組みのオンデマンド方式などの検討について、市の方針はどのようにお考えか。

以上、四つについて市長にお尋ねをいたします。

○議長（山口育男君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

森議員の一般質問のスクールバス社会実験（無料市街地循環バス）についての一つ目、1日当たりの利用状況と成果及び運行経費はどのようなについてお答えをいたします。

スクールバスを利用した市街地循環バスの社会実験につきましては、当初10月までの運行予定を平成24年3月末までと延長し、2台のスクールバスにより右回り・左回りで各4便を無料で運行しております。

この社会実験につきましては、スクールバス本来の機能を考慮しながら、あき時間を活用しての運行であるため、児童の登下校や学校行事に支障がないことや、緊急時の対策、運行の安全、安全性の状況や利用率の調査を行い、あわせて利用者へのアンケート調査も行いながら社会実験として運行しているところであります。この社会実験につきましては、4月7日から開始しており、現在まで8ヵ月経過いたしました。その状況でございますが、10月末までの約7ヵ月間の状況でございますが、この間の利用者は6,910人で、1ヵ月平均987人で、1日当たり33.2人の利用となっております。1日当たりの利用者については、当初の4月が26.5人でありましたが、10月には38.7人となっております、着実に利用される方はふえております。また、1便当たりの平均利用者数は10月末で4.2人であり、「わっちも乗るCar」の平成22年度の平均利用者数と比較をしまして0.7人上回っております。また、運行経費につきましては、3月末までの年間経費は1,135万円を見込んでおり、運送業者への委託料、スクールバスが使用できない場合の代替バスの借り上げ料及び燃料費が主な経費であります。

次に、二つ目の社会実験開始時には10月末までとされていたが、引き続き3月末まで延長と決定された目的は何かについてでございますが、現在行われている社会実験につきましては、利用者へのアンケート調査もあわせて実施しております。その中では、今後も利用したいと希望される方が71%あり、また個別に延長を希望する御意見もございました。また、スクールバスを利用した市内循環バスは、旧美濃地区の方々にとっては、今までは「わっちも乗るCar」は利用が難しく、タクシーを利用せざるを得ない方が多かったわけであり

が、これを解消すること、あわせて美濃地区以外の方々には、第1目的地から第2目的地への乗りかえ利用サービスを促進するものでありまして、この成果を確かめるものであります。また、利用者の推移につきましても、4月に比ばまして、また毎月着実に増加しており、4月が637人に対しまして8月以降は月に1,200人の利用となっております。このことは市民の皆さんの周知に時間を要していることと考え、期間を延長することにより利用者の状況を確実に把握し、市民のニーズも勘案する中で、今後の活用に生かしたいと考えて延長しているところであります。

次に三つ目の、今後運行ルート of 拡大など発展的事業の推進はあるのか。また、本格的運行について市はどのように考えているかについてでございますが、市街地の循環バスは、現在、毎月1,200人という利用者がありまして、今後の利用を希望する方々も多くあるわけがあります。また、アンケート調査においては、美濃地区以外の地区での運行や八幡線廃止の代替運行など、運行経路の拡大を要望する意見も寄せられているわけがあります。また、この運行に伴います経費は、先ほど申し上げましたように3月末まで1,135万円が見込まれておりましたので、この財政的負担もあります。そのため、市街地循環バスとしての利用率や効果を分析するなど検証を行いまして、早い時期に社会実験としての結論を出したい、このように思っております。

4月以降の運行につきましては、自主運行バス牧谷線、「わっちも乗ろC a r」の活用を含め、バス交通全体の中で検討してまいりたいと考えております。

次に四つ目の、来年度以降の本市のバス事業についてどのように整備をしていかれるのか。例えばオンデマンド方式など市の方針はどのようなかについてでございますが、森議員には市民の公共交通のあり方や利便性について、既に研究・御提案をいただき、市としても十分参考にさせていただいているところでございます。御質問のオンデマンド方式につきましては、各方面から導入の検討を要望する御意見もございますので、来年度に向けて、現在オンデマンド方式の調査・研究を行っているところでございます。現在の路線バスは定められた運行表に基づいて、定められた時間にそれぞれのバス停で乗車ができるというメリットもあり、オンデマンド方式は利用者が利用したい時間を予約センターに電話して目的地を伝えて予約していただき、予約のあるときのみ運行とするという方式で、コミュニティバスの新たな運行方式として導入する自治体もふえているところであります。これらのデメリット・メリットがありますが、本市においては、コミュニティバスは「わっちも乗ろC a r」を運行しておりますが、オンデマンド方式の調査・研究を行うために、導入自治体の視察や運行システムの研究、また本市に導入した場合の試算、先ほどの言ったメリット・デメリットについても研究しているところであります。

「わっちも乗ろC a r」につきましては、平成15年度から運行を行い、路線の追加や運行経路の変更等のさまざまな改正を行いながら、市民の皆さんに定着したコミュニティバスとなっているところであります。そのため、新たな方式であるオンデマンド方式を導入する場合におきましては、現在の「わっちも乗ろC a r」の運行経費との比較や、利用者の利便性

の向上が検討の条件となってまいります。現在は、来年度の自主運行バス牧谷線、「わっちも乗るCar」、そしてスクールバスを利用した市街地循環バスについて、市のバス交通全体の見直しを検討することとしているところでありまして、オンデマンド方式はこれらの一つとして導入できないか検討中であります。今後につきましては、市民の皆さんの利便度、満足度を高めていくことが課題でありますので、素案をつくりまして議会や自治会、事業者、市民の皆さんの御意見をお聞きしながら、これらのバス交通の検討をしてみたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。以上をもって答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 7番 森福子君。

○7番（森 福子君） 御答弁ありがとうございました。

私は、来年度の予算編成が始まるこの時期に、スクールバスの社会実験（無料市街地循環バス）についてを初め、本市のバス交通について市のお考えや方針、そして方向性を伺いたいとしてこの質問をいたしました。

四つについて、おおむね了解といたしますが、意見と要望を述べさせていただきます。

三つ目の、「今後運行ルートの拡大などの発展的事業の推進と本格的な運行について市はどのようにお考えなのですか」ですが、御答弁では、市は早い時期に社会実験としての結論を出したいとする方針を示していただきました。私は、スクールバスのあき時間を市民向けに活用するとしたスクールバスの社会実験の趣旨について理解をしているもので、むしろこれからの交通手段のあり方として、バス運行の可能性を探る期間限定の取り組みに期待も持ちました。私のところに届く市民の皆様の声には、スクールバスの社会実験を評価されている声もありますが、やはり約1,100万円を超える予算で巡回するスクールバスの社会実験（無料市街地循環バス）について、無料でバスに乗車できる地域と、そうでない地域の地域間格差や、1年間同じコースを運行することなど、公平性について問題を指摘される声も多くあります。私も、こうした声を市は受けとめ、格差の是正をしていただきたいと思います。先ほども申し上げましたが、地域にはバスの運行コース等について意見や要望もありますので、くれぐれも地域格差が生じない方向性を示していただきますよう要望とさせていただきます。

次に四つ目の、来年度以降の本市のバス事業についてどのように整備していかれるのか、例えば「オンデマンド方式など市の方針はどのようなか」ですが、御答弁に、オンデマンド方式の導入を検討中とされ、私は以前からの進言に理解を示していただいたと思っております。数年前、国際交通安全会議が本市で開催され、市場実験を実施された経緯がございます。私はこの会議に参加し、将来の車社会のあり方について学習をいたしました。そのとき以来、本市のバス交通について、市民にとって利便性のある高齢社会にも適用できるバス交通について研究をしてみりました。第5次総合計画が「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」がスタートしました。市民の皆様におかれましては、幾つになっても、よりよい自立した生活を送りたいと願ってみえます。市民の足として、限られた予算の中で日常生活を支

える利便度・満足度を高めた本市のバス交通の素案づくりをよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山口育男君） 次に、3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） おはようございます。

私は、発言通告に従い、一般質問2点を行います。

最初に、災害時の非常電源の確保についてです。

3月11日に発生した東日本大震災という未曾有の災害に端を発し、日本じゅうのさまざまなところで災害に対するいろいろな論議が展開されています。

私も、6月の第4回定例会で災害発生にかかわる防災ラジオの受信感度向上について質問させていただきましたところ、受信感度確認の試験放送の実施、さらにはケーブルテレビ回線網を利用した放送受信システムの導入を初め、接続器具の提供や防災ラジオの追加販売などへと事業展開を進めていただくことになり、受信感度の困難な地区にとって朗報になると大変喜んでおります。

災害発生にかかわる対策の一つ、事前情報の伝達については一つの進展を見たわけですが、実際に災害が発生した場合の対応について、総務部長にお尋ねをいたします。

今、災害イコール地震という概念を持ってみえる市民は多いと思いますが、美濃市にとって起こり得る災害の第1候補は、豪雨による災害であろうと考えます。近年の豪雨災害の特徴は、最近ゲリラ豪雨と呼ばれることが多くなりました集中豪雨の頻発にあると思います。ちなみに、国土交通省河川局の統計によりますと1時間降水量50ミリ以上の降水の発生回数は、昭和53年から62年まで年間平均206回であったものが、昭和63年から平成9年までは年間平均233回、平成10年から19年までは年間平均318回と30年間で1.5倍に、さらに1時間降水量が100ミリ以上の降水の発生回数になりますと、同じ期間に1.9回、2.5回、平成10年から19年までの10年は年平均4.8回と30年間に約2.5倍、加速度的に増大しています。

地球シミュレータによる日本における夏期の豪雨日数の変化予測でも、水害はふえる傾向にあると断言しています。美濃市における豪雨による災害は、堤防決壊による浸水のほかに道路崩壊、土砂崩れ等であり、市内各地で避難を余儀なくされることや、一時的に孤立状態になることも想定されます。当然、電柱や電線に被害が及び停電も発生することになり、これが夜間に発生となれば、避難施設等では真っ暗な状況で一晩過ごすことになります。また、災害状況を収集する手段も、電気が使用できない状況下では無線や電話に頼るほか方法がありません。今回の震災でも経験済みのように、携帯電話は回線集中や充電不可能によりほとんど通話不能に陥ることになります。消防無線やアマチュア無線に頼る方法もあり、防災訓練等で機能することは確認できており、完全とは言えないまでも災害直後にまず必要な状況の把握はおおむねできると思っております。

一方、避難住民の不安はどうでしょうか。各家庭では、防災対策として非常用の懐中電灯やラジオなどを準備しておられる方も多いと思いますが、緊急避難時には、とるものもとりあえず避難をとというケースが多いように思います。災害に遭遇した後の真っ暗やみは、心身

ともに疲労を加速させるというデータもあります。ここには、やはり電灯の持つ周りが見える明かり、明かりの醸し出す暖かさ、そういうものが不可欠になってくると思います。各地区にはそれぞれ避難所が指定されておりますが、非常電源や発電設備が常設されているわけではありません。ささいな設備であっても、ひとときの明かりを提供できるような設備を考えてはどうでしょうか。簡易電源確保の対応策の一つとして、ガスボンベを使用する発電機などもありますが、防災センターや地域ふれあいセンターに設置することはできないものでしょうか。このような現状を踏まえ、現在美濃市における非常時の電源確保の手段はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、2番目の質問に移ります。

美濃市の行政広報誌「広報みの」の見直しについて、総務部長にお尋ねをいたします。

「広報みの」は、毎月1日と15日を発行日に、年間23回発行されています。それぞれの配布の状況の一例を挙げますと、各地域ふれあいセンターから地区自治会長さん宅へ配送され、各自治会長さんが各組みごとに分けて組長さんに届け、組長さんから各戸へ配布するという手間のかかった配布方式で届けられているようです。

発行日にお届けすることはかなり無理なことになり、時と場合によっては1週間近くおくらせて配布というようなこともあるとお聞きしております。配布時には、公民館だよりを初め、各種の広報誌や連絡事項が同時配布となることがほとんどで、自治会長さんからも配布作業が負担増になっているということを各所でお聞きをいたします。作成担当課も、タイムリーな企画、原稿収集から編集まで、2週間で発行を続けるには相当な力作業が必要であることは容易に想像できますし、大変な御苦労であることにも敬意を表したいと思います。

しかし、どうしても時間的な制約もあって画一的な連絡事項中心の広報誌面となって、表現は適切でないかもしれませんが、読める記事は少なく、見る記事が多くなっているように感じるのには私だけではないと思います。過去の記事の中でも、人気が高かったのは美濃病院の各診療科の紹介記事や健康に関する記事であったとお聞きをしております。つまり、連載や興味のある事項の詳しい説明など、読み物的記事に人気があるように思います。読める記事にはどんなものがあるのかと考えてみると、第5次総合計画の内容を順次紹介したり、美濃学について連載したり、定例会後には議会だよりであったりと、いろいろ時間をかけて広報できる企画はあるように思います。去る10月実施の行政視察でも、訪問させていただいた市町村でいただいた広報誌は、どの広報誌もページ数も多く、かなり詳細に記載されている施策やボランティア団体の紹介など、多方面、多岐にわたる企画が盛り込んであり、楽しく読める誌面でした。もちろん、議会報告にも多くの誌面が割かれておりました。発行回数を減らせば経費削減にもつながりますし、美濃市ホームページへのアクセス等による常時閲覧も可能ですし、新しい効果の波及も期待できるのではないかと思います。

以上を踏まえまして、一つ、「広報みの」の発行回数を見直してはどうか。二つ、誌面の内容充実を図るためにどのような検討がされているのかの2点について、お伺いをいたします。

○議長（山口育男君） 総務部長 梅村健君。

○総務部長（梅村 健君） おはようございます。

それでは、辻議員の一般質問の1点目、災害時の非常電源の確保についての、電気が利用できない復旧中の電源確保の手段をどのように考えているのかについてお答えいたします。

本年、3月11日に発生をした東日本大震災や、9月の台風12号により発生した紀伊半島豪雨災害などにより、市民の防災に関する関心が以前にも増して高まってきております。豪雨災害や地震による災害などで電力の送電線が寸断されたときは、停電いたします。避難所における照明につきましても、電気の供給がないために利用できないことになり、災害時、避難所での夜間を安全に過ごすためにも、不安解消のためにも、照明は重要と考えられます。

通信手段におきましては、市役所に基地局がある行政無線、移動局として設置された車両及び消防団の各分団長に配備している充電電池式の行政無線を通信手段として活用することになります。また、災害時には衛星携帯電話を2台配備しておりますので、情報通信手段として活用することとしております。さらに、アマチュア無線クラブの皆さんの力をおかりして情報の伝達を行うことになります。アマチュア無線クラブでは、毎年開催する美濃市防災訓練に情報収集訓練等に参加していただき、災害時の情報収集活動及び通信手段としての訓練をされております。こうしたことから、災害対策本部となる市役所と、災害時に地区の災害対策の中核施設となる無線感度のよくない地区の地域ふれあいセンター4カ所にアマチュア無線のアンテナを設置し、災害時に対応できるよう配慮し、毎年1回はテストを兼ねた通信訓練も実施されております。また、電源は車載電源を活用し、無線交信できるようにされております。

なお、さきの東日本大震災において、自動車から電力の供給を受け、照明、携帯電話の充電、現状の確認、情報の収集などを行った事例が報告され、車からの電源供給としてDC-ACパワーインバーターの活用がございました。これは、車のシガーソケットに差し込めば、携帯の充電、携帯ラジオ等情報収集に役立つものとして注目をされております。そのほかに、懐中電灯、ろうそく、ランプなどの活用につきましても、防災対策の一環として市民の皆様にお伝えしながら、自助・共助・公助として安心・安全な地域社会づくりを推進したいと考えております。また、電力や通信の復旧につきましても、防災訓練等も実施しながら早期の復旧を目指すよう、関係会社をお願いをしております。

今後、管理面のことを考慮しながら、地域の拠点施設にカセット型を含め、簡易発電装置の確保につきまして検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「広報みの」の見直しについての一つ目、発行回数を見直しを考えてはどうかにつきましてお答えいたします。

「広報みの」につきましては、市の情報を市民の皆さんに伝えるという情報発信の手段として大切な役割を担っており、行政情報、暮らしの情報、イベントや講座、市民活動の紹介など身近な情報を掲載し、原則1日と15日の月2回発行し、自治会を通じて各家庭に配布させていただいております。現在は月2回の発行であります。以前は月1回の発行の時期が



ございました。その当時は「広報みの」の発行に合わせ、さまざまなチラシや回覧文書などがあり、自治会の皆さんには配布につきまして大変御苦勞をおかけしておりました。そこで、連合自治会と協議をさせていただき、「広報みの」につきましては、お知らせ情報は新たに15日号を発行することでタイムリーな情報を紹介できるとともに、情報を集約することでチラシなど配布種類をできるだけ減らす目的で平成10年5月から原則月2回の発行をすることとして、自治会の皆さんの御協力により各家庭に配布いただいております。

こうした中、「広報みの」の月2回の発行につきまして、連合自治会からは情報発信の内容を精査し、月1回に集約できないかという要望もいただくようになり、検討もしてまいりました。また、第5次総合計画の策定に当たりまして、市民の皆さんの御意見を伺うために、市民アンケート調査を実施した際に、「広報みの」につきましても調査の項目といたしました。その項目としましては、「「広報みの」を読みますか」、「載せてほしい情報はどれですか」、「発行回数について」等ございました。回答につきましては、「「広報みの」を必ず読む」「ほとんど読む」が64.3%、また御質問にあります発行回数につきましては、「月2回のままでよい」が54.4%、「月1回がよい」が38.1%でございました。このように、多くの市民の皆さんが市からの情報を「広報みの」を通じて得られ、発行回数も月2回でよいというものが最も多いものでございました。そのため、発行回数につきましては、今後も自治会の皆さんの御協力をいただき、タイムリーな情報を掲載して、月2回の発行を続けていきたいと考えております。

また、広報に情報を集約することにより、チラシや回覧等はできるだけ減らし、自治会への負担を減らすようにしてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、二つ目の誌面の内容充実をはかるためどのような検討がされているかについてでございますが、「広報みの」の掲載記事につきましては、15日号は「広報みの お知らせ版」として、市からのお知らせや催し物の御案内、募集を中心に掲載しており、1日号では、その時々の特集や、市内のさまざまな話題を紹介する「まちかどスケッチ」、また「市からのお知らせ」という内容になっております。特集としましては、皆さんに読んでいただくために内容の工夫もしており、今年度も「美濃学のススメ」、「介護予防」、「みのりの家作業所30年」、「美濃和紙の里会館紹介」等を連載してまいりました。また、編集に際しましては写真を多く取り入れ、親しみやすく見やすい広報としてまいりました。

御質問にあります誌面の充実、特に特集や読み物的記事の充実につきましては、先ほどのアンケートによる載せてほしい情報としまして最も多かったのが市民の声、次が食べ物の情報でございました。そのため、このような結果も踏まえまして市民の皆さんの関心のあるテーマを掘り下げた内容の企画や、特集のページ数をふやす等、誌面の充実を図ってまいりたいと考えております。

市民の皆さんとつくる「キラリと光るオンリーワンのまち」を進めるために、「広報みの」につきましては、市民の皆さんへの効果的な情報発信となるよう、適切な情報と、わか

りやすく親しみやすい誌面、そして内容の充実を図ってまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（山口育男君） 3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） 広報見直しの答弁について、要望事項を述べさせていただきます。

市民アンケートにより、月2回発行を希望する方が半数強おられることも、各種の連絡事項等がよりタイムリーに広報されるにも現在の月2回発行が適当であるということも理解はいたしました。しかし、一方では配布に要する負担増があることも、紙面の充実を希望する声があることも事実であります。このまま月2回の発行継続としながらも、各種連絡事項等をタイムリーに伝達する方法などを課題として、引き続き協議できる場をつくって、より効果を期待できる検討を続けていただくことを要望いたします。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山口育男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 古田豊君。

○5番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

質問のお許しをいただきましたので、私は2点について市長に質問をしたいと思います。

第1点目、美濃市民の暮らしを守るという立場から、TPPには反対するべきではないのかについてお尋ねをしたいと思います。

1990年の初めから今日まで20年にわたってデフレ不況が続き、多くの市民は疲弊し疲れ果てて、何とかこの不況を打開してほしいと思っておられるのではないかと思います。50代より後半の人たちは、今は景気が悪いがそのうちに必ずよくなって、また以前のような景気のよい時代が来るのではないかと信じ、バブルに浮かれていた人たちがたくさんおられましたが、それが3・11東日本大震災で、そんな希望が吹っ飛んでしまい、今後の日本をもっと現実的に考えるべきだというふうに変わってきた。

そこで、今政府が進めようとしている環太平洋経済連携協定（TPP）問題について真剣に考える必要があるのではないかと思います。今回のTPPでは、アメリカと日本の多国籍企業は日本と主にアメリカとの貿易障壁をなくして輸出入をふやし、関税を撤廃したり、規制緩和をしたりして輸出入を伸ばそうとしているわけですが、過去においてアメリカや日本の多国籍企業の言いなりになって農産物の輸入を自由化して日本の農業をだめにし、食料の自給率を先進国中最低にし、田畑や山林が荒れ、イノシシや猿などの有害鳥獣がふえにふえ、その対策に税金が使われ、農地や山林の保水能力がなくなって、自然災害があらこちらで起こり、生命や財産が失われたり、その復旧にこれまた莫大な税金が使われるようになった。

果たして、今までの米国・アメリカ一辺倒、日本の多国籍企業の輸出重視の大企業がもうかれれば日本の中小企業も国民も潤うという政策でよいのかということをよく考えてみななければいけないのではないかと思います。過去において、大型店の出店を規制してきた大規模小売店舗立地法の廃止をし、大型店が自由にどこの地域においても開業できることにしたために、地方の商店街をシャッター通りにしてしまったり、さらには製造業での派遣労働解禁などで正社員が減り、勤務条件の不安定な非正規雇用者の割合が膨らんで、働く人たちにとって不安定な条件で働かざるを得ない状況になってしまった。それに続く環太平洋経済連携協定・TPPにより農業の分野だけではなくて、医療の分野でも社会福祉や金融・保険の分野でも大きな影響の出る協定が結ばれようとしています。アメリカや日本の多国籍企業がもっともうけたい、もっともうけたいと関税を撤廃し、規制緩和をして一部の企業だけが大きく受けるということは、日本の農業が破綻をし、医療や社会福祉や金融・保険においても大変な事態になってしまいます。農業には不利だが工業には有利になるのではないかと考えておられる市民もおられると思いますが、そんなことはなくて、この条約はアメリカ型の市場原理主義をさらに進めるという条約で、関税の撤廃だけではなくて、規制緩和をして遺伝子組み換え食物や、BSEが心配される20ヵ月以上の牛の肉の輸入をできるようにしたり、安い工業製品をつくらせて輸出をふやすという立場から、小さな企業も工賃を値下げされて経営困難になり、商店も大きい商店だけが残り、小さな商店はつぶれていくということになり、労働者の賃金も減らされ、雇用も減るということになってしまうということになるのではないかと心配されます。

TPPに参加しなくても、日本の大企業はイノベーションを進めて、さらに貿易を拡大してもらって、政府には量的緩和を初めとしたデフレ不況対策、円高対策をしてもらって輸出をふやし、景気をよくしてもらおうということが大事で、もうこれ以上国民を苦しめるようなことはしないでいただきたい。

先日、ブータンの国王夫妻が日本を訪問されましたが、ブータンのGDPは日本の数%程度しかないのに、国民の90%以上の人々が幸せだと感じておられるそうです。美濃市でも、地場産業や観光事業や商店や農業や企業や労働者が、そんなに大もうけをしなくても幸せを感じられるような市になることを希望します。

そして、美濃市も美濃和紙がユネスコの世界無形文化遺産に認定されようとして候補に挙がっています。これを後押しするためにも、美濃市の田園風景が大変美しいとか、美濃市に若者がたくさん住んで、ちゃんと美濃和紙職人の後継者がいるとか、山林も手入れされていて、イノシシや猿の出没することもなく大変美しいということであれば、もっと早く世界無形文化遺産に認定されるかもしれない。うだつの町並みがすばらしいといっても、町並みだけではリピーターも少ないと思います。やはり、周囲の田園風景が美しかったり、山林の手入れが行き届いていて大変美しいとか、自然の食材がおいしいとか、若者もたくさんいて活気のあるまちにならないと、観光も事業として成り立っていかないのではないかと思います。

以前は、美濃市の田んぼにもレンゲの花が咲き乱れ、春には小麦や大麦の穂が黄金色に染

まり、秋には稲穂が黄金色にたなびき、それは美しい光景をなして、それを眺めるだけでも心が豊かになったものです。それを、畜産をだめにしてレンゲ畑をなくし、農産物の自由化で黄金色に染まった小麦・大麦の姿も見ることができなくなってしまい、さらに今回のTPPでは米までだめにしてしまおうとしている。バブルの時代に、ある学者は、日本は山の頂上から海岸に至るまで全部工場地帯にしてしまって、もっともっと工業製品を外国へ売り込めと言った人がいましたが、とんでもないことです。今回はデフレ不況です、もっともっと工業製品を安く製造して外国へ売り込むために、農業を切り捨て、さらにアメリカ式市場原理主義を進めるといことです。後の時代になって後悔しなければならないようなことはもうやめていただきたい。

世界遺産であります白川村の合掌集落を見させてもらいましても、世界遺産だといって合掌づくりの建物を保護するだけではなくて、周辺の田園風景にも気を配って休耕田のないようにしっかりと田植えをし、稲をつくり、美しい自然環境を維持することによって、より合掌集落が美しく輝いて見えるし、子供もたくさん生まれ、若者がふえていくような政策をとられて観光事業が成り立っている。美濃市もこういう姿勢が大切だと思います。そのためには、TPP交渉で日本がアメリカ式の経済をそっくり受け入れるのではなくて、大きい力のある者が勝つ経済ではなくて、小さな者や小さな市に住む市民が十分幸せに暮らしているような、バランスのとれた社会を維持し発展させていくためには、どうしても農業を守り、自然を守り、米や麦や大豆や野菜や畜産や川魚の経営が成り立つようにしていく努力が必要なのではないかと思ひます。そのためには、どうしてもTPPには反対をしてもらわないといけないと思ひております。国の問題だと傍観をするのではなくて、全国の市町村が国に対して物を言う地方分権の時代、地域主権の時代だとか言われる時代ですので、市民の暮らしを守り、美濃市の自然を守り育てていくという立場からぜひ反対をしていただきたいと思ひますが、市長の見解を求めます。

次に2点目の質問、美濃市第5次総合計画の「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現についての中で、特に若者の夢について質問をしたいと思ひます。

このスローガンについては、市民の皆さんの中にも美濃市はすばらしい田舎づくりをしようとしておられると評価をされている人もたくさんおられます。ただし、ちょっと気になるのは、今の美濃市の若者が余りにも夢を持ってないでいるという現実であります。夢がない、彼氏や彼女をつくれないう若者がたくさんいますし、結婚をしたいんだけどできないという若者もたくさんいます。自分の給料から計算すると、とても結婚などできないという若者がたくさんいます。一生独身でいいやという若者がふえてきているという現実。これでは、夢かなうまちといっても、若者には実感がわかない。これはやはり若者たちの問題だけではなくて、社会全体の問題であり、政治の責任であり、美濃市の政策の問題でもあると思ひますので、この問題を何とか解決をしていただかなければならないのではないかと思ひます。若者たちには何の責任もないのに、多少は恩恵をこうむってきたかもしれないが、国も県も市も大きな借金をつくって若者に押しつけようとしているし、さらに消費税や公共料金の値上げ

をされようとしている。世の中の閉塞感を感じざるを得なくてはならない時代になってしま  
って夢が持てない。こうなってくると、何か一つ大きなことをやったら世の中がぱっと変わ  
るなんてことはなくなってしまった。だから、若者はどこに夢や希望を見出したらよいのか  
わからなくなってしまっている。彼女や彼氏ができないのは、自分に魅力がないからではな  
いかとか、結婚できないのも自分に生活能力がないからだとかあきらめてしまっている。こん  
な惨めな社会ではいけないので、小さなことでも結構なので、こつこつと生きがいや希望を  
見出せるような美濃市をつくっていかねばならないと思っております。そのためには、  
市内の企業にできるだけ外国人労働者を雇い入れるのではなくて、日本人を雇うようお願い  
をしたり、希望者には市の土地を無償で貸し出して起業をしてもらうようにしたりして、  
少しでも働ける場所をふやす努力が必要なのではないかと思えます。そして、若者が結婚を  
して生きがいを持って働き、平凡でもよいので幸せな人生が送れるように、また子供を2人  
以上産んでもらえるような住環境や経済状態にしなければいけないと思えます。

幸い今年度から市に婚活・子育て支援センターをつくっていただいて、大変よかったと思  
っておりますが、このセンターをさらに充実させて、面倒見のよい世話好き、仲人好きの人  
を採用して、常に独身男女の家を回り、結婚へと結びつけるように働きかけていただけるよ  
うな人を早急に雇い入れて、結婚ができないでいる若者や結婚をあきらめかけている若者、  
さらには引きこもりの若者や離婚をしてひとりになってしまった若者にも夢を持たせてあげ  
ていただきたいと思えます。彼氏・彼女がいないが、結婚願望のある若者はたくさんいます  
ので、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

次に、大阪の市長や隣の関市の市長や三重県知事などは、大変若い人たちが活躍をしてお  
られます。若いということは、大変エネルギーで考え方も前向きでよい面がたくさんあ  
ります。美濃市でも、いろいろなポストにどんどん若い人を起用するべきだと思えます。年  
をとると、どうしても10年先、20年先のことが考えられなくなって、今さえよければよいと  
いうことになりがちですので、もっともっと若い人たちに活躍の場を与えるべきだと考えま  
す。そのために、美濃市のいろいろな組織やイベントの長に若い人を抜擢して、大いに若い  
人たちに活躍をしてもらうような体制をとるべきだと考えます。

次に、大人や政治に携わる者たちが、若者たちに信頼され、尊敬されることが大事だと思  
います。今度の3・11東日本大震災により、原発事故により放射能がまき散らされ、大変な  
事態になっている。原発の廃炉には30年もかかる。原発事故で、除染費用や風評被害の補償  
まで含めると500兆円もの財源が必要になるとか、福島原発の格納容器の壁に穴があいて、  
地下へ溶融したウラン燃料が流れ出し大爆発を起こして、さらに広範囲に放射能がまき散ら  
され、大変な事態になるという心配があるかもしれないというにもかかわらず、原発廃止と  
は言えない政府を見ていて、若者たちは大人や政治家を信頼したり尊敬したりはしない。地  
方分権とか地域主権とか言われる時代になってきておりますので、美濃市としては市民の生  
命・財産を守る立場から、危険な原発には反対だくらいのことが言えるのなら、美濃市の若  
者たちも美濃市をさらに見直すかもしれません。ほかの市を見ていて、ほかの市が行動を起

こしたら美濃市も行動を起こすということではなくて、全国の市町村に先駆けて行動を起こすくらいのことをしていかないと美濃市が元気にならないのではないかと考えております。

幾つか申し上げましたが、美濃市の若者たちが夢を持ち、夢かなうまち美濃市にしていくためには、若者にいかにエネルギーを発揮させるかで決まると思っていますので、ぜひ優秀な若者が美濃市に住みたいと思うような対策をしていくことを含めて、市長の見解をお聞きしたいと思っております。

以上で私の質問を終わりたいと思っております。御清聴ありがとうございました。

○議長（山口育男君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 古田議員の一般質問の1点目、TPPの参加反対について、美濃市民の暮らしを守るという立場からTPPに反対すべきではないかということについてお答えをいたします。

環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPは、我が国の産業経済、国民生活全般に大きな影響を及ぼすものでございます。そのため、以前より国民に対する十分な情報提供と国民的議論の必要性及び地方の基幹産業であるとともに、環境と生活を支える農林水産業の再生、あるいは強化に向けた具体的かつ体系的な対策の必要性について指摘がなされているところでございます。

また、将来の日本をどのような国にしたいのかをめぐり、参加の是非について日本の中で大きく意見が分かれているところでございます。

その主な主張を整理してみますと、我が国のTPP加入による影響として内閣府は10年間でGDPが2.4、並びに3.2兆円増加すると。あるいは経済産業省では、TPPに参加をしなかった場合、参加をする場合に比べてGDPで10.5兆円の減になると。あるいは雇用が81.2万人減ると言っております。

一方、農林水産省はこのTPPに加入することによって11.6兆円の損失と、雇用340万人減との試算を発表しているところであります。日本の経団連の米倉会長は、「TPPに参加しないと日本は世界の孤児になる」と語っています。これに対し、JA全中の茂木会長は全国集会で、「TPPは、全国の農山漁村を破壊し、我々の生活そのものを根本的に変えるものだ」と、交渉の参加を断固反対しています。

日本医師会は、「TPPの参加によって、日本の医療に市場原理主義を持ち込まれ、最終的には国民皆保険制度の崩壊につながりかねない」と指摘しています。

また、与党民主党の経済連携プロジェクトチームにおいても、TPPの参加に関し両論が唱えられております。推進派の立場からは、TPPについては、アジア太平洋自由貿易圏、FTAAPと言いますけれども、これに向けた道筋の中で唯一すでに交渉がなされているものであるため、TPPへ早期に交渉参加し、日本の考えを反映してアジア太平洋の貿易・投資ルールづくりを日本は主導すべきであると。他の経済連携と同時並行で進めるべきだ、投資環境の改善で日本への着実な利益の還流につながるなどと意見を言っております。

特にこの立場から、日本の製造業は空洞化の瀬戸際にあり、TPPがそれを防ぐ一つの手

段になると主張しています。

一方、慎重派の立場からは、TPPにより得られる具体的でわかりやすいメリットが見えにくいとの指摘があります。またTPPでは、物品に係る関税の撤廃・削減のルールを定める交渉分野においては、輸入の増加による悪影響を受ける恐れが高い品目について、除外や再協議が認められないのではないか。あるいはまた、医療、金融、食品表示などの分野において、我が国がこれまで結んできた経済連携協定（EPA）を上回る制度の見直しが必要となるような提案が行われる可能性があるのではないかとの懸念が強く示されています。この立場からは、TPPは関税を原則としてゼロにする協定であるため、開国と農業の維持、食糧自給率の向上は政策的には両立が望めない。安い輸入農産物が入ってくれば、国内の生産額が減少することは目に見えており、国内農業が大打撃を受けることになると主張しています。

このようにTPPについては、属する立場によって賛成と反対が真っ向から分かれているのが現状であります。

当市の産業構造は、（平成20年度「岐阜県の市町村の経済計算結果」）、市町村内総生産の構成比というのを見ますと、製造業が49.7%、約50%を占めておりまして、県における同構成比の平均24.3%に比べても製造業の割合が特に高く、物づくりが盛んな産地であることから、全くTPPの恩恵がないとは言い切れず、全体で考えるとTPPの是非を答えるのが非常に難しいと考えております。もちろん、農業の占める割合は当市では0.4%であります。農業は日本の基幹産業あることは間違いなく、食料の自給や国民の暮らしを支える最も大事な産業の一つであり、軽視してはならないということは言うまでもないことでもあります。

このほかにも、物事の判断を難しくしている要因は、政府の情報公開が足りないということにあります。例えば、TPPによって農業にどれだけ影響が出て、どのぐらいの国内制度を整える必要があるのか、あるいはTPPの経済メリットについてどうかなど、政府はデータやシミュレーションをしっかりと提示すべきであります。日本にとって一番重要な米などは関税撤廃の例外扱いが認められる可能性があるのか、あるいはゼロなのか、国益にかなわない場合にはどのようにTPPから離脱ができるのか。あるいは事実上できないのかなど、今なお不明な点が多過ぎるわけでありまして。政府は、国民と地方自治体に対しまして、TPPが各産業に与える影響やメリットとデメリットを含め、もっと丁寧に説明すべきであると私は思っております。

去る10月23日、全国市長会では、このTPPに関する緊急意見を政府に対して表明をいたしました。これは一つ目に、国においては、TPPの交渉参加が国内の農林業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興と、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内の農林漁業の将来にわたる確立と振興などが損なわれないように十分配慮すること。二つ目に、医療・社会福祉、金融・保険、政府調達等の我が国のあらゆる産業分野、さらには地域経済にも多大な影響を及ぼすことが想定されることから、国民に対し詳細な情

報を開示して、十分な議論を尽くし、国民的な合意を得たうえで、慎重に判断されるよう、強く要請するという内容であります。

にもかかわらず、野田総理は11月11日の記者会見において、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る方針を示しました。TPP参加による将来的なビジョンを示さないまま、かつ議論が尽くされない中で、参加表明なのかよくわからない形で、このまま崩壊的に事態が進行している印象であり、大変憂慮すべき、また残念であると思っております。

本市といたしましても、全国市長会と歩調を合わせ、政府に対しTPPに関する国民への十分な情報提供とともに、国民各層の意見にしっかり耳を傾け、国民的な議論を行っていくことを強く求めていきたいと考えておりますので、御理解・御協力を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

次に御質問の2点目、美濃市第5次総合計画の「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」の実現についての「夢かなうまち」とは具体的にどのようなことかということについてお答えをします。

古田議員の質問を要約いたしますと、若者に夢がない、夢が持てない、恋人ができない、結婚したいけれどできない、働く場や何かやろうとしても土地がない。若者が結婚し、生きがいを持って暮らせ、子供を2人以上つくり、住める環境や経済状態にしてほしい、それにはどうしたらよいか。また、若者が活躍できる場をつくってほしいという要望であると私は承りました。

議員の御趣旨を実現するためには、まさに美濃市の第5次総合計画を推進し実現することです。第5次総合計画では、基本目標達成のために148本の基本計画を立て、実行に向けて努力をしているところでございます。若者の夢についても、若者みずからが自分の夢を実現するために、市とか、あるいは議会とか、そして市民の皆さんと一緒に取り組む計画ということになっております。人が人らしく生きていくことを大切に、ゆとりや心の豊かさを実感できるまちづくりを進め、また、まちの活力となる若者が生きがいを持って、家族とともに豊かに暮らせる元気なまちを目指していかなければなりません。そして、まちづくりの究極の目標として、「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」美濃市の実現を目指していくべきだと考えております。

そのため、2年度となる新年度予算編成では、第5次総合計画の2年目として、若者への取り組みの例を申し上げますと、結婚・出産を応援し、楽しく安心して子供を産める環境づくりの事業、健康の喜びを実感できる環境づくり事業、地域力を高める事業、個を大切に生きる力をはぐくむ学校教育の推進、多文化共生型の豊かな文化力の育成事業、各種市民活動の支援とリーダーや団体の育成事業、災害に強く自然環境に配慮した森林や河川を次世代に引き継ぐ事業、自転車などを利用した人や地域のつながりをつくり、コ・モビリティ社会を促進する事業、計画的で秩序ある土地利用による高い利便性と安全性を備えた都市基盤整備事業、産業集積地としての新たな工業団地開発と企業誘致・雇用確保を推進する事業、ボランティア組織やNPOへの支援強化と、市民力を活かした新しい公共を実現する事業、地域



づくり委員会や各種市民団体の活動支援を初め、市民が積極的に地域活動に参加できる環境づくり事業、国際交流による多文化共生型のまちづくり推進事業、情報公開による透明性と市民の意見や提案が反映・実行される市民参加型の行政運営の推進、「平成まちづくり改革」「もったいない運動」「PDCA・マネジメントサイクル」「行政評価」による計画的・効率的・優先度を踏まえた健全な行財政運営の推進、これらを重点事業として予算編成に現在取り組んでいるところでございます。

それをさらに具体化したものとして、若者が美濃市に住み、そして安定した生活を築くためには、まず働く場所が必要であります。市では、現在、新たな工業団地である（仮称）池尻笠神工業団地の整備を進め、企業の誘致を積極的に行うことにより、若者の働く場の確保を図っているところであります。また、今年度から基本調査を行います。新たな工業団地の整備は市の最重要施策の一つでありますので、今後も全力で取り組んでまいりたいと思います。

そして、若者が新たな事業を始めるための支援でございますが、現在でも市内で新たな事業を始めようとする方には、民間活力創生基金、通称「うだつ基金」と言っておりますが、新しい事業の創出に対する助成や事業を始める際の融資等を行っております。若者の新しい発想で新たな事業を起こしていくということは大いに期待するところでございますので、今後も土地に関する情報提供も含め、起業家の育成や新たな事業の創出を支援してまいりたいと思います。

次に、若者の出会いから結婚でございますが、今年度から健康福祉課に婚活・子育て支援センターを設置し、男女の出会いの場を提供するなど、結婚への支援を進めているところであります。現在までに「新たな出会い応援セミナー」や「出会いクッキング」などを行っておりまして、また商工会議所においても婚活支援の取り組みがなされておりますが、これらもきめ細かい取り組みを行いまして、新たな出会いが生まれるように支援をしていきたいと思っております。

また、今年度から新婚さんが民間のアパートに入られる場合の家賃の助成を行っておりまして、医療費についても中学校3年生まで無料化をしているなど、若い人が子育てしやすい環境づくりを進めており、新たな住宅を建てる場所について、政府としては土地区画整理事業を積極的に進めているところでございます。また、ほかに申し上げますと、いろいろな事業、特に今年度は病後児保育等も進めているところであります。

また、質問にあります婚活・子育て支援センターに仲人役になれる人をという御提案につきましては、他の自治体の取り組み等も参考にとしまして、過去にもそういったことをやったことがございますけれども、今後も検討してまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいとお願いを申し上げます。

若者が希望を持って美濃市に住み、そして結婚の夢を持ち、楽しく子供を産み育てることができ、地域で生きがいとつながりを持ち、充実した人生が送れる、このような若者にとって夢のかなうまちづくりを進めていくことが第5次総合計画の目標の一つでございます。今

後も積極的に取り組んでまいりますので、どうぞ議員の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（山口育男君） 5番 古田豊君。

○5番（古田 豊君） 答弁をありがとうございました。

まず、第1点目の質問に対して要望をしておきたいと思います。

答弁では、政府に対して国民への十分な情報提供とともに国民各層の意見にしっかりと耳を傾け、国民的な議論を行っていくことを強く求めていくということではありますが、政府は米の関税撤廃を例外的にしない、要するに米の関税はゼロにしないということにできないことはないとか、日本の医療制度は断固として守り抜くとか言いながら、関税自主権という国の基幹産業を守るために、自国の意思で関税を設定できるという権利を放棄してしまおうとしているわけですので、情報提供せよと言っても言えるわけがなかなかない。なし崩し的にアメリカの言うとおりにさせられてしまうことになるのではないかと心配されますので、断固反対だというべきだと思います。

アメリカは、今はまだ世界の大国かもしれませんが、徹底した市場原理主義の国で、ますます経済格差が大きくなり、ニューヨークでは暴動が起きるまでになっている。いつまでもアメリカ一辺倒ではなくて、日中韓FTA（自由貿易協定）とASEAN（東南アジア諸国連合プラス6）日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドという土俵に変えていくべきだと考えます。政府にはあまり期待できないので、全国の市町村長があちこちでそういう声を上げていってもらうことが、日本の農業と自然を守り、医療を守り、国民皆保険制度を守り、金融を守って、これ以上の経済格差のつかない社会を守ることになりますので、よろしく要望しておきたいと思います。

第2点目の質問についても要望しておきたいと思います。

5次総では、「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」という究極の目標を掲げて、市民の皆さんから高い評価をされ期待されていることは間違いのないところであります。しかし、今若者が夢を持てるようになるには、安心して働けて、それなりの所得がなければなりません。笠神・池尻工業団地はまだまだ先の話ですし、いつ完成するのかもわからないし、区画整理事業もすぐには完成するものでもない。小さくてもよいので、新しい起業の発想を美濃市の若い職員に期待したいところでありまして、若者の中にも心身ともに健康な人ばかりではなくて、引きこもりの若者や離婚をしてひとりになってしまった若者や、子供を連れて親元へ帰って親と一緒に暮らしている若者もおられます。これらの若者については、親や家族にとってはだれにも言えず、ただひたすら悩み、子供の将来を心配し、どのように解決したらよいものやら、よい方法が浮かばないという問題ですので、こういう若者のためにも、早く婚活支援センターに仲人役になれると同時に若者の相談に乗れるような人を雇用していただき、解決してくださることを要望して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山口育男君） 次に、4番 庄司義廣君。

○4番（庄司義廣君） おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

有害鳥獣駆除対策について、産業振興部長にお尋ねいたします。

先般、自治会と市議会との懇談会において、有害鳥獣による被害について、美濃中校区からはイノシシが電気さくを破って稲を食い荒らしてしまったとか、また美濃北中校区では猿の被害が非常に多いという報告がありました。私も猟友会員であり、捕獲隊の1人として猟友会へ相談しましたが、皆さん仕事を持っておられ、なかなか見回りに出ることができません。一斉見回りも、毎月第1日曜日の午前8時から12時まで行っておりますが、皆さん用事がありまして、7から8名ぐらいで行うのが精いっぱいです。今、美濃市の猟友会員も非常に少なくなって、現在、会員数が41名中、捕獲をやっていただける方が15名ですが、その中で散弾銃の所持者が12名、空気銃所持者が6名、わなの所持者が8名ですが、重複して所持されている方が大半です。

そこで、有害鳥獣捕獲パトロール隊をつくっていただいて、週3から4日間パトロールしていただき、農作物等をつくってみえる市民の皆さんが少しでも安心して耕作できるようにしていただきたいと思います。パトロール方法等につきましては、まだ未知数なので今後検討して対応していただきたいと思います。

また最近、小動物、ハクビシン、アライグマ、ヌートリアなどによる被害も大変多いと聞いておりますので、小動物捕獲用の箱わなを増設していただきたいと思います。

以上、2点について御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（山口育男君） 産業振興部長 渡辺彰君。

○産業振興部長（渡辺 彰君） おはようございます。

庄司議員から、有害鳥獣駆除対策につきまして2点お尋ねをいただいております。

まず、一つ目の御質問、パトロール隊を創設できないかについてお答えいたします。

有害鳥獣被害は全国的にも増加しており、美濃市においてもイノシシ、ニホンザル、アライグマ、ヌートリア、ハクビシンなどにより、果樹や野菜が収穫の直前に一度に荒らされるといった被害が発生しております。市ではこれらに対応するため、市民から自治会を通じて有害鳥獣の捕獲依頼があった場合、イノシシ、ニホンザルなどについては、美濃市猟友会員の中から自主的に加入された15名の有害鳥獣捕獲隊員の方々に、銃やわなによる捕獲を依頼しております。また、アライグマ、ヌートリアなどの小動物については、わなによる狩猟免許を取得している市職員4名が有害鳥獣捕獲隊員による指導のもと捕獲を実施するなど、有害鳥獣被害対策に取り組んでいるところでございます。

御質問のパトロール隊については、現在、有害鳥獣捕獲隊に捕獲活動を依頼しておりますが、これとは別に、今年度に限り国の緊急雇用創出事業を活用して有害鳥獣パトロールを実施する予定です。これは、1班3名の2班編成で12月から3月まで毎月15日間、1日当たり5時間程度、中山間地域を巡回してパトロールを実施するものでございます。

猿を中心に出没・活動状況の調査をあわせて実施するとともに、農地や家屋の近くに出る有害鳥獣に対し、ロケット花火、パチンコなどを使い、威嚇、追い払いを行うほか、有害鳥獣の食べ物となる放置された果実や野菜、生ごみなどの撤去について地域住民に助言を行います。特に、ハンターの着衣と同色の服装を恐れるようになった猿の習性を利用して、パトロール員は有害鳥獣捕獲隊と同じ蛍光オレンジ色のベストを着用して、明るい時間に行動する猿の追い払いを重点的に実施いたします。

さらに今後は、地域は地域住民で守っていただくことが前提になることを御理解いただきながら、猿による被害に遭った地域を中心に、自治会ごとに自衛の見守り隊のようなものを結成していただき、オレンジ色のベストを着用の上、パトロールを実施していただくようなことも検討しております。

これとあわせて、専門家を招いて講演会を開催するなど、地域に応じた有害鳥獣被害対策の知識を共有していただくための取り組みを行うほか、地域巡回の際のロケット花火による追い払い、有害鳥獣捕獲隊が集落内に設置した箱わなの見回りなどにも取り組んでいただけるよう、市として必要な支援を検討してまいります。これらは、既存のわな猟免許の研修会や免許取得等補助とあわせて、効果が発揮できるように工夫してまいりたいと考えております。

次に二つ目の御質問、小動物捕獲用の箱わなの増設ができないかについてお答えいたします。

有害鳥獣の捕獲に関しましては、現在、イノシシ用のおりについては今年度新たに購入した5基を含め、16基を被害の遭った地域に設置し、またアライグマ、ヌートリアなどの捕獲については小動物用の箱わなを9基設置しているところです。

お尋ねの小動物用の箱わなの増設につきましては、今年度県の補助により新たに10基を購入して対応する予定です。これらは、わな免許を取得された方へ貸し出すなど、広範囲に活用をお願いするとともに、被害のあった自治会と連携して地域における箱わなの増設を図りながら、有害鳥獣被害の防止に役立てていきたいと考えております。

なお、市民が捕獲に従事するためには、わな狩猟免許を取得することが必要となりますので、箱わなの運用強化を図るため、今年度から免許取得及び狩猟者登録費用の一部として1万円の補助を開始したところです。現在、4名の市民の方が免許取得に向け取り組んでおられます。実際の鳥獣の捕獲については、免許を取得すれば簡単にできるというのではなく、経験を積んだ有害鳥獣捕獲隊の指導を受けることがどうしても必要になってまいります。そうしたことから、有害鳥獣捕獲隊と自治会との連携をさらに図りながら、市民との協働による有害鳥獣被害対策を今後さらに進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 4番 庄司義廣君。

○4番（庄司義廣君） ただいま、産業振興部長よりパトロール隊も結成していただけるよう

な返事ですし、またヌートリア、小動物をとるわなも10基ほど増設していただけるという御返事をいただきました。本当にどうもありがとうございました。

これをもちまして、一般質問を終わります。

○議長（山口育男君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時45分

---

再開 午後1時00分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 古田秀文君。

○1番（古田秀文君） 皆様、こんにちは。

では、発言通告に従いまして、4点について一般質問いたします。

まず初めに、電力自由化に伴う自治体の取り組みについてお尋ねをいたします。

厳しい財政運営が続いていく中、電力自由化以降の自治体が取り組むべき課題についてお聞きします。

現在、本庁を初め各施設等の電力調達は、中部電力との随意契約となっております。実は電力というのは1者だけじゃないんですね。電力自由化というのがなされまして、これは経済産業省の改革派官僚が主導したというふうに言われておりますが、1995年に卸発電事業が解禁、そして2000年には大口需要家に対する小売が一部自由化され、ここで新規事業者が登場しております。2004年には500キロワット以上、そして翌年の2005年には50キロワット以上を対象に自由化をされています。そして官公庁においてもこれが広がっておりまして、電力調達を競争入札に切りかえて、PPSというんですが、特定規模電気事業者というところと安価な契約を結んでいるという事例があります。実は、これを一番最初に行ったのが2000年の旧通商産業省でして、これが電気料金の4%の削減につながったというふうに聞いております。

そこで、全国の自治体別のPPS電力購入率を調べてみました。第1位は宮崎県で、52.6%の自治体が既に購入をしております。実は、この岐阜県も先進的な取り組みをしているところが多く、全国第3位で、33.3%の自治体関係が購入実績をつくっております。例えば県庁は、電力自由化が本格的に始まった平成13年から、既にこの電力調達を競争入札にして導入しております。岐阜県の管財課というところへ行って聞いてきました。そうしたら、競争が働けば料金はさらに安くなります。実際、過去6年間を見ても、すべて東京のサミットエナジーという会社が落札しており、料金も下がったと伺いました。実際、入札を実施した自治体では、金額ベースで5割近くPPSが落札しており、電気料金も電力会社に比べて2.4%から、多いところでは5.4%ほど安くなっており、電気料金の削減につながったという報告がされております。

そこで、現在この市の本庁と教育委員会の建物の電気料合計を調べました。22年度で936万円ということで、県庁や他の自治体の例からして、その試算の中で2.5%から5.4%程度の

削減が図られるというふうに聞いておりましたので、それを当てはめました。この2ヵ所だけで23万から50万円ぐらいの経費の削減が図られるのではないかというふうに思われます。

そこで、総務部長にお伺いをいたします。

一つ目、こういうPPS、いわゆる特定規模電気事業者を利用できる公共の建物、つまり50キロワット以上の施設というのは、現在市内に幾つありますでしょうか。二つ目、仮にこれらの施設すべてがPPSから購入したとした場合、平均、少なく見積もって現在の2.4%相当の電気料金削減につながるとしたら、年間にしたらどれぐらいの金額になるのか。三つ目、今後も厳しい財政運営の続く中、こういった軽減が図られる可能性のある電力入札についてどのようにお考えなのか、以上3点をお伺いいたします。

次に2点目、医療費削減の取り組みについてお尋ねをいたします。

美濃市では、平成21年度に国民健康保険の保険税率を改正し、運営を行ってまいりましたが、景気の低迷などで税収の伸びが期待できないことや、また医療費の増大により国民健康保険の運営が困難となっているということで、本年約20%の値上げとなりました。御存じのように国民健康保険の加入者は、厳しい経営を強いられている自営業者を初め、農家や主婦、会社を退職した方、また年金暮らしのお年寄りの方などで、現在の経済状況を見ますと、今後も保険税収入の増加の見通しは大変厳しい状況であるのは間違いありません。今後、この国保の運営を少しでも安定させていくことが大きな課題となってくると思います。

そこで、今回は医療費の問題を考えてみたいと思います。医療費、いわゆる保険給付費です。年々増加しておりまして、平成22年度は21年度と比較して約1億2,800万円増加しております。23年度も既に昨年を上回る見通しとなっております。そこで、少しでもこの医療費の削減に取り組んでいかなければならない。医療費の中でも大きな割合を占めている医薬品、いわゆる薬代です。ここで注目していきたいのが後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品のことです。このジェネリック医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて価格が安くなっています。ちなみに、新薬に比べて3割以上、中には5割以上安くなる場合もあります。このため、後発医薬品の普及は患者負担の軽減、また医療保険財政の改善に資するものとして考えられていますが、現在のところ、日本では平成21年9月現在、この後発医薬品のシェアはまだ20.2%でありまして、欧米諸国と比較して普及が進んでおりません。こうした状況を踏まえて、厚生労働省では平成24年までに後発医薬品の数量シェアを現状より倍増の30%以上にするという目標を上げて、各般の後発医薬品の使用促進策に取り組んでいます。このようにジェネリック医薬品の利用促進は国も積極的に進めており、先ほども述べましたように、国保財政の健全化や国保加入者の自己負担の軽減につながることが期待できます。

そこで、民生部長にお伺いをいたします。

例えば、現在美濃病院において、このジェネリック医薬品の利用率は何パーセントぐらいなのか。また、医療費削減に向け、今後市内全域でのジェネリック医薬品の利用を促進する

に当たり、地域での説明、また医師会・薬剤師会との連携を図って、より多くの市民に理解を求め、そして利用してもらうということが大切なことだと思われませんが、その点についてどのようにお考えかをお伺いしたいと思います。

続きまして3点目、予防接種費助成事業についてお尋ねをいたします。

美濃市第5次総合計画の基本構想の施策の大綱、いわゆるまちづくりの柱の最初の項目に、暮らしの質を高める、安全で安心、健康なまちを上げてみえます。また、その1番目として、楽しく子供を産み育てることができる環境を築きますとあり、その中には結婚・出産を応援し、安心して子供を産むことができる環境づくりを進めます。また保育医療など、子育てに関する負担の軽減を図りますとか、地域全体で子育てを支える体制を促進しますと子育て支援の重要性を上げてみえます。これは、まさにまちづくりの柱の1丁目1番地ではないかと思えます。少子化に伴う人口減少対策は近々の課題であります。特定プロジェクトの重点施策の人口増加対策の推進にも、子供を産み育てやすい環境づくりと負担の軽減に努めると力強い取り組みがうたってあります。まさに、これからの美濃市が大きく力を注いでいかなければならない施策であると思えます。

子供を産み育てていく過程で、まず思うのが健康で、すくすくと育ててほしいと思う心です。病気にかからないように、そう願う親ができることの一つに予防接種があります。予防接種事業の中には、予防を義務づけた定期予防接種と保護者の希望により受けることができる任意の予防接種があります。今回は、この任意の予防接種についてお尋ねをいたします。

現在、美濃市が行っている接種費用助成事業の内容を見ますと、例えば子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類が助成対象になっております。安心して子供を産み育てていくのに、このような助成事業は大変ありがたく、接種率も非常に高く、市民が積極的に利用していることがうかがえます。

実は、この事業は国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により、国と自治体が半分ずつ助成する形で平成22年11月26日より開始をされまして、ここ美濃市においては、平成23年3月1日より、接種費用の全額補助にて事業を開始したのですが、国の補助事業は平成24年3月末日をもって終了となり、美濃市においても同様に来年3月末日をもって終了となっております。

そこで、いろんな問題が起こってくると思います。例えば接種率、現在、無料だから積極的に接種するという方も多く、この助成がなくなれば接種率の低下が予想されます。また、今年度のみの一時期を全額補助とすることに大きな不公平を生ずることの問題。具体的に言いますと、生まれた月により、今年度あと1回接種で終了する子以外は全額負担となります。いわゆる次年度に追加接種が必要となる子にとって、接種費用の経済的負担が発生してくるという問題。今の助成事業がなくなり実費負担となった場合、小児用肺炎球菌ワクチンは1回1万円です。これを4回打ちます。合計4万円。ヒブワクチンは1回7,500円、これが4回で3万円。子宮頸がんワクチンに限っては1回1万5,000円、これが3回で4万5,000円と大きな金額がかかって、これが全額自己負担となってしまいます。例えば、ことし生ま

れた赤ちゃんで1回目の接種を始めていても、これには接種間隔というものがあまして、必要回数の4回目のときにはもう助成が受けられないんです。また、来年2月に生まれた赤ちゃんのお母さんが、接種対象となる、要は生まれて2ヵ月目にヒブと小児用肺炎球菌の予防接種を始めようとしたときには、現在の形ではもう助成制度はなくなって、この二つで計7万円の自己負担をしなければいけない。

また、最近では20代や30代の女性に増加していると言われている子宮頸がんについては、2008年人口動態統計によると、年間1万5,000人の女性が新たに子宮頸がんと診断され、約3,500人の女性が死亡しています。この予防のために、中学1年から高校1年生の年齢に相当する女子を対象にワクチン接種を行っているわけです。現在8割以上の女子が接種済みというように多くの対象者が利用しているこの接種助成事業ですが、このワクチンに必要な接種回数の3回を終了するまでに最低6ヵ月が必要なんです。もう今からでは間に合わないことになるんです。

そこで、民生部長にお伺いをいたします。

一つ目に、仮に来年度より国の助成がなくなった場合、市としてどのような対策を考えていくのか。もちろん国の状況を見てというのはわかりますが、国が出さなくなったから、うちも出しませんでは、余りにも市民に対してはどうかと思うわけなんです。その辺はどのようなお考えをお持ちなのかをお伺いします。二つ目に、先ほども申しましたように今回の期間限定の助成事業は、生まれた時期により大きな不公平感が生まれてくる。例えば、2回目までは無料だけど、3回目からは全額負担ですではなく、何らかの助成はやってあげられないのか。もちろんそれをやれば、この先もできる限り長く続けていかなければならない事業となるわけですが、冒頭にも申し上げましたように、地域全体で子育てを支えていく体制の促進は、少子化対策とともに安心して子供を産み育てることにもつながります。ぜひこの点につきまして、前向きな御答弁をお願いいたしたいと思います。

最後に4点目、福祉制度活用についてお尋ねをいたします。

現在、市民にとっていろいろと助かる福祉制度がある中、いわゆる関係者が対象となる市民に的確にその内容を伝える仕組みをつくる必要があります。市民に対して、いろんな制度や施策があることを理解してもらい、その制度や施策に該当する人にはどんどん利用してもらおうというのが、本来、市の姿勢なわけです。いろんな項目がありますが、今回、私が取り上げましたのが特別障害者手当という制度です。この制度を御存じだと思いますけれども、目的として、精神、または身体に重度の障がいをもつ、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の二十歳以上の方に対し、障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助となるよう手当を支給するものと述べられています。いわゆる在宅の重度障がい者に対して特別の手当てをして、手助けをしていくということです。手当を支給して、福祉の向上を図ることを目的としてつくられているわけで、支給額としては月額2万6,340円となっております。

現在、美濃市では障害者手帳等を持っておられます方に対して、この特別障害者手当が支



給されているという人は20人おられます。しかし、この特別障害者手当というのは、障害者手帳を持っている人だけに支給されるものではないということが、多くの市民に知られていない現実があります。例えば、介護保険を利用されている要介護4・5の重度の方で、特別な介護が必要な方も実は申請ができて、この特別障害者手当が支給されるわけです。もちろん障がいの程度とか所得制限がありますが、例えば所得制限一つ見ましても、ほとんどの方が該当するよう思われます。この手当は憲法で保障されています最低生活費すら下回っている障害年金の補てんということとともに、介護をしている人の負担を少しでも軽くするという目的で支給されるものであります。本来、この制度を周知徹底しなければいけない自治体が、これまでその責任をあまり果たしてこなかったのではないかなという問題が考えられます。

そこで、民生部長にお尋ねをいたします。

要介護認定に当たり、対象となる要介護4・5の方に、この制度の内容や利用できる可能性のあるサービスの一つとしての説明や対応はきちんとなされてきたのかお伺いをいたしたいと思います。

以上4点、よろしくお願いをいたします。

○議長（山口育男君） 総務部長 梅村健君。

○総務部長（梅村 健君） それでは、古田議員の一般質問の1点目、電力自由化に伴う自治体の取り組みについてお答えいたします。

電力自由化は電力の販売について、地域ごとに国から許可された中部電力などの電力会社のみが行ってまいりましたが、2000年から進められております電力事業分野の制度改革で、新たに電気事業に参入した特定規模電気事業者（PPS）や、他地区の電力会社から電気を購入することができるものがございます。特定規模電気事業者とは、新しく電力を小売したり、買い取ったりすることができる企業のこと、全国で50社ほどございます。台風により送電線が切断されたり、電柱に落雷して停電した場合などは、すべて中部電力が従来どおり復旧の対応をすることになります。さらに、特定規模電気事業者が事故等により発電できなくなった場合は、中部電力がバックアップ電源として対応することになっております。

当初は、利用できる対象が比較的大きな事業者に限られていましたが、2005年からは6,000ボルトで50キロワット以上の高圧受電契約の利用者に範囲が拡大されました。

そこで質問の一つ目、特定規模電気事業者を利用できる市内の公共の建物は幾つあるかについてでございますが、対象となる条件として6,000ボルトで50キロワット以上の高圧受電が対象となる市の施設は、市庁舎、美濃病院、美濃和紙の里会館のほか14施設となります。比較的基本料金が大きく、稼働率が低い施設ほど電気料の削減に有効でございますが、常時使用量が多い工場などは対象になりがたいと一般的に言われております。

次に二つ目の、仮にそれらの施設が特定規模電気事業者を利用し、2.4%相当の電気料金削減となれば、年間どのぐらいの金額になるかについてでございますが、市庁舎を初めとする対象施設の昨年度1年間の電気料金の合計は1億1,541万5,000円ほどでございます。そこ

で、仮にこれらの施設の電気料が単純に2.4%削減できるとすれば、276万9,000円ほどになります。

次に三つ目の、今後、電力入札についてどのような考えがあるのかについてでございますが、県下の他市の中で、特定規模電気事業者との契約を既に実施している施設がある自治体は1市だけと聞いております。しかし、平成まちづくり改革の趣旨からして、こうした電気使用料金についても前向きに取り組むべきと考えます。まだ普及には至っておりませんが、先進的に導入されている自治体等の事例も参考にしながら、市の対象施設の使用状況と特定規模電気事業者の料金体系のシミュレーションを行い、削減効果が期待できる場合は導入の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（山口育男君） 民生部長 西部真宏君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部真宏君） それでは、古田議員の御質問の2点目、医療費削減に向けた取り組みについて ジェネリック医薬品の使用の現状と今後の利用促進に向けての取り組みについてお答えをいたします。

先ほど議員がお話のように、医薬品には先発医薬品とジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品がございます。先発医薬品は、開発に巨額な費用と長期にわたる時間を要し、発売後、原則20年から25年の特許期間が切れるまでの新薬と言われるものでございます。これに対しましてジェネリック医薬品は、新薬の特許権の存続期間が終了しますと、他の企業も先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に開発費用も安く抑えられることから、先発医薬品に比べ薬価が安くなっています。このため、ジェネリック医薬品の普及は患者の負担軽減、そして医療保険財政の改善に資するものと考えられますが、その普及率につきましては、アメリカ、イギリスで50%以上、ドイツでは40%以上となっているのに対しまして、日本においては20%程度にとどまっております。

その理由としましては、国内ではまだまだジェネリック医薬品に対する関心が低く、医療関係者の間でジェネリック医薬品の品質や情報提供、安定供給に対する不安が払拭されないということが考えられるかと思えます。また、先発医薬品と全く同じ成分でも、患者さんの中には薬が変わることに対する抵抗感や、あるいはこの薬でなければ効かないといったような思い込みが強い方もあり、普及が進まない面もあるようでございます。

こういった状況ではありますが、現在日本では健康保険財政の悪化改善の策として、医療費削減に向け、先ほどお話がありましたように厚生労働省は平成20年及び22年の診療報酬改定で、平成24年度までにジェネリック医薬品の数量シェアを30%以上にするという目標を掲げ、医療機関が発行します処方せんにジェネリック医薬品への変更可能な旨の記載欄を設けることを義務づけるなど、普及に向け各種の方策が進められております。

また、医薬品メーカーにつきましてもジェネリック医薬品の積極生産を進めつつあり、市としましても、国民健康保険財政の安定化や患者さんの負担軽減のためにもジェネリック医薬品の一層の普及を図っていくことが必要であると考えております。

ちなみに11月末現在におきまして、美濃病院では、入院、あるいは診療時間外の救急患者さんに使用する薬品932品目中、187品目がジェネリック医薬品に転化されております。品目ベースの転化率は約20%となっており、引き続き一層の転化を推進しているところでございます。

まだまだ被保険者の方に対し、ジェネリック医薬品の使用についての御理解が得られていない現状にあると思われますので、普及に向けて、今年度、保険証の配付時にジェネリック医薬品希望カードというものを一緒にお渡しをしまして、医師や薬剤師への提示をしていただくことにより、ジェネリック医薬品への切りかえの意思を伝えていただくようにしたところでもございます。

また、医師会や薬剤師会、こういった皆様方の御意見や御協力も必要となっておりまして、岐阜県や県の国民健康保険団体連合会といった関係機関とともに、こういった医師会ですとか薬剤師会には、説明や要望を行ってまいりたいと考えております。また、このほか特定健診受診案内を初めさまざまな機会を通しまして啓発活動や、また広報、あるいはチラシによりジェネリック医薬品の普及促進に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に御質問の3点目、予防接種費助成事業についての一つ目、来年度以降、国の助成がなくなった場合の市としての対策はどうかと、それから二つ目、子育て支援体制の促進に向けて何らかの助成措置はとれないのかにつきましてお答えをいたします。

子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの3種の任意予防接種につきましては、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進特別対策事業を受けまして、美濃市では平成23年3月1日から開始をしたところでございます。しかしながら、国において現時点では都道府県に設置の基金により接種費用の2分の1を国費で賄うとするこの制度は、平成24年3月31日までの接種を対象とするとしております。このため、美濃市におきましては、今年度該当する対象者の皆様方には、できるだけ今年度中に接種いただくよう御案内を申し上げたところでございます。ちなみに、現時点での接種の状況を見ますと、今年度末までには子宮頸がんが約8割の方、ヒブ・小児肺炎球菌で約6割の方が接種されるものと見込んでおります。

今後におきましても、そのニーズは非常に高いものがあるというふうに考えております。国におけるこの事業の継続につきましては全国市長会におきまして、定期接種としての早期の位置づけとともに、またこれに伴う地方自治体への十分な財政支援を国に対して提言しております。また、本年10月に開催の県下衛生担当主管課長会議におきまして、各市から県に対し、事業継続を強く要望したところでございます。県におきましても、全国一律に予防接種が推進されるよう、国に対し財源措置をとるよう強く要望されているところでもあります。

厚労省では、現在24年度の予算編成を検討されているところでございますが、9月29日の参議院予算委員会では、小宮山厚生労働大臣が「来年度も引き続いて接種できるよう、しっかりと予算を獲得していきたい。基金の形となるのか、定期予防接種にするのかは方法はあ

りますけれども、続けられるようにすることは約束したい」と、24年度以降も公費によるワクチン接種を継続する方針が述べられております。この発言によりまして、まだ決定ではございませんが、この事業が何らかの形で継続されるものと期待をいたしているところでございます。

また、同じように国では、このほか、妊婦健診につきましても、継続するのか打ち切るのか現時点では明確に示しておりません。このように、こうした現物給付について財源もなく地方へ押しつけていくという国の姿勢は受け入れられるものではなく、国に対して、全国市長会等におきまして地方単独の事業への税配分を強く訴えていきたいというふうに考えております。

しかしながら、美濃市としましては子育て支援の観点からも、この事業を廃止することはできないものというふうに考えております。今後、国の動向、方向性も注視しながら、接種機会に不公平さが生じないように、また近隣市の状況も見ながら、市町村格差の出ないように考えておりますので御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に御質問の4点目、福祉制度活用について、特別障害者手当について対象となる要介護4・5の方にこの制度の説明はきちんとなされてきたのかについてお答えをいたします。

特別障害者手当につきましては、議員お話しのように一定の所得制限はございますが、精神、または身体に著しく障がい有し、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅で20歳以上の方に支給されるというものでございます。施設に入所されている方や、3ヵ月以上入院されている方は対象となってまいりません。手当の対象となる障がいの程度につきましては、寝たきりなど長期にわたる安静を必要とする状態で、例えば立ち上がりができない、座位が保てない状態や手や腕が動かせない、あるいは目が見えにくい、耳が聞こえにくいなど、こうした障がい二つ以上重複してある場合などが一定の目安となっております。最終的な手当の受給の可否につきましては、医師の診断書等により定められた基準に照らし合わせての判断となってまいります。

なお、この場合、身体障害者手帳の交付や介護保険の要介護度の認定は参考とはなりますが、必ずしも必要なものとはなっておりません。しかしながら、各種の障害者福祉サービス、あるいは介護保険の給付サービス、こういうものを受けられる場合には必要となってまいります関係上、大半の方が身体障害者手帳や要介護度の認定の両方、あるいはどちらか一方を受けられているような状況でございます。

現在、特別障害者手当の受給者は20名でございますが、そのうち要介護度5の方が6名ございます。その6名の方は、いずれも身体障害者手帳を取得されておみえになる方でございます。なお、現在要介護認定度4・5と認定されました方は、市内で約230名ほどお見えになります。

特別障害者手当制度の周知につきましては、これまで市広報やホームページなどにてお知らせをしておりますほか、身体障害者相談員や民生委員、あるいは各事業所のケアマネジャーの皆様方にもお話をしております。また、身体障害者手帳の交付状況も確認をしながら、

該当すると思われる方には、制度の説明を行うよう努めてまいったところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように十分とは言えない部分もあるかと思っておりますので、今後におきましては、制度のさらなる周知徹底を図ってまいりたいと考えております。特に要介護度4・5の認定を受けられた場合には、個々に制度の御案内を申し上げるとともに、こういった方々にはケアマネジャー等が、訪問ですとかコーディネートを行う機会も多くなると思っておりますので、ケアマネジャー等の研修会等の充実を図りながら、これまで以上に詳しく御説明ができるよう努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 1番 古田秀文君。

○1番（古田秀文君） 御答弁ありがとうございます。

4点、了解いたしますが、それぞれについて要望を述べさせていただきます。

最初の質問の電力自由化への取り組みについてですが、導入に向け検討をいただけるということで、本当にありがとうございます。先ほどの数字ではありませんが、経費の削減ということで、かなり大きな効果が期待できるのではないかと思います。ぜひ実施できる方向で検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

2点目の医療費削減についてですが、厚生労働省のジェネリック医薬品使用促進の先進事例に関する調査報告書というのがあります。これはジェネリック医薬品の使用促進に先進的に取り組んでいる都道府県や医療機関などを対象に、その内容や成果などに関するインタビュー調査を実施して報告書にまとめています。例えば、報告書の一例として、医療機関が処方せんを出す際に、銘柄名でなく一般名で記載することにより、調剤薬局がジェネリック医薬品を調剤しやすくなり、また、これを機会に薬剤師と患者とのコミュニケーションがより深まった。これは聖マリアンナ医科大学病院、また川崎市薬剤師会の事例です。

また、こんな取り組みをしている自治体もあります。

高齢化率の進展が著しい呉市では、市町村国保で初めてジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知等を行っております。地域基幹病院において、ジェネリック医薬品使用促進の取り組みを活発に行って、医療費の適正化に向けて積極的に取り組んで大きな成果を上げている事例もあります。また、薬剤師が自発的にジェネリック医薬品を選択できるようにするために、平成20年4月からは医師が出す処方せんの後発医薬品への変更不可という欄があります。その欄に医師のサインがなければ、患者さんの意思に基づいてジェネリック医薬品に変更することができるようになっております。

このように、調べればいろんな方法で医療機関と調剤薬局とが協力して進めることができます。その協力体制をつくっていくことが今行政に求められる役割ではないのかなと思います。現在、国保加入者に保険証とともに配付している、先ほど言われましたジェネリック医薬品希望カードですが、なかなか利用されていない現実があります。実は日本ジェネリック医薬品学会では、ほかにもいろんな啓発用ツールを用意しているんですよ。どんどんそ

ういうのを利用していただきたい。

最初にも申しましたように医療費の削減は、もう今すぐにでも取りかからなくてはならない課題です。ぜひ積極的な推進活動をお願いしたいと思います。

次に、3点目の予防接種費用助成事業についてですが、確かに国からの助成がなくなり、現在のように全額助成という形で市が負担しようとするれば、この医療助成事業の金額が大きく膨らんで、厳しい財政状況の中、苦しい判断を求められるのは理解ができます。ただ、今の答弁を聞きますと、国の動向とか近隣市の状況を見ながらとか対応を考える、市町村格差が生じないようにとかおっしゃってみえます。しかし、子育て支援事業をまちづくりの柱の1番に上げ、第5次総がスタートしている今、こういう事業こそ美濃市がほかの市町村よりも率先して行うことが大切ではないのかなあとと思います。今、将来に向け何が必要なのか。何を望み、何を求めているのか。今、将来に向け、やらなければいけないことをしっかりと考えていかなければいけないんじゃないかな。

子供は社会の宝です。子供の人口を少しでもふやして、まちを活性化していく。そのためには、しっかりとした子育て支援の必要性を感じますので、ぜひ前向きに御検討くださいますようお願いをいたします。

最後に4点目の福祉制度活用についてでございますが、特別障害者手当、この制度を知っている人は申請しているわけです。あくまで、これは申請ですから。問題は障害者認定を受けていない人、いわゆる障害者手帳を持っていない人で、重度の要介護4・5の人です。平成22年10月1日の要介護者等認定者数796人のうち、要介護4は平成19年から22年へ0.8ポイントふえ103人に。同じく、要介護5は1.9ポイントふえて117人になっています。今後ますます増加していきます。

先ほどの答弁の中で、市民への周知について、市の広報とかホームページでとのことですが、広報では10月1日号に小さく記事が載っておりましたが、高齢者がパソコンを使ってホームページなどで探すには、なかなか難しいのではないかなと思います。もう少し自治体が責任を果たしてやっていただきたいなど、そんなふうに思っております。

今回上げておりますこの手当は、いわゆる介護保険を利用されている重度の方を初め、デイサービスの職員さんやケアマネジャーさん、またヘルパーさん方にもほとんど知られていないのではないのかという問題が考えられます。

先日、美濃北デイサービスへ行って聞いてきました。知っている人はほとんどいらっしゃいませんよ。社会福祉協議会のケアマネジャーさんにも伺いました。御存じありません。そんな制度があるなら、ぜひ紹介していきたいとおっしゃられ、私、自分の持っている資料をコピーして渡してきました。

これらについては、改善しようと思えばすぐできるわけです。支援センターもありますし、ケアマネジャーさんもおられますし、いろんな方たちにしっかりと紹介して、対象の方たちに「あなた、ひょっとしたら、この特別障害手当支給の要件に該当するかもしれんよ」といったことは伝えられるわけです。制度をいろいろ、もっともっと知っていただく、そして

活用をしていただく。身障者の方が手帳の申請などで窓口に来たときに渡されます、あの身体障害者福祉サービス等一覧表、あれにも一切載っていません。もちろん介護保険の利用パンフレットにも一切書かれていません。これらについても十分これから知っていただき、利用していただくということが本当に大切ではないかと思っておりますので、ぜひこの点の徹底をお願いいたしまして、以上4点の要望をよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山口育男君） 次に、2番 岡部忠敏君。

○2番（岡部忠敏君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、2点の質問をいたします。

1点目、ごみ減量化の推進についてお伺いいたします。

美濃市の美しい自然環境を守り、地球に優しい生活環境を整備するためには、ごみの減量化、そして廃棄物の適正処理に努めていかなければなりません。広報「みの」には、毎月ごみ指数として、可燃ごみ、不燃ごみ、そして粗大ごみの収集量及び前年同月と比較した増減量が掲載されております。この数字だけでは、当月までにどれだけのごみが減量されたということがわかりません。そして、市民の皆様にはわかりやすいように、ごみの減量を達成率などであらわしていただきたいと思っております。

そこで一つ目、美濃市のごみ減量化の数値目標はどのあたりに設定しているのかをお尋ねいたします。そして二つ目、美濃市の具体的なごみ減量化の取り組みについて、資源集団回収奨励金制度による小・中学校、PTA、自治会などの資源リサイクルの実績はふえているのかをお尋ねします。そして三つ目、レジ袋の有料化は市内数店舗で実施されていますが、レジ袋の有料化の前後で、レジ袋の使用数はどれだけ減ったのかをお尋ねいたします。四つ目、市から1万5,000円の補助金を出しています家庭用生ごみ処理機、これの普及はどのような状況なのか、そして利用されているのはどれぐらいの人がいらっしゃるのかをお尋ねいたします。五つ目として、本年4月から9月の半年間において、美濃市で収集した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの合計総量は2,258.9トン、月平均にしますと376.5トンあります。昨年の4月から9月同時期の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの合計総量は2,288.9トンで、月平均にしますと381.5トンという比較になります。この昨年の実績と本年半年のものを差し引きますと、半年間で30トンの減量であります。減量率としては、わずかに1.3%しかない実績です。このような状況を踏まえまして、本年度のごみ減量の目標に向けて、これからどのように具体的に取り組んでいくかをお尋ねいたします。

そして2点目、高齢者福祉サービスについてお尋ねいたします。

美濃市には高齢者福祉サービスの一つとして「緊急通報装置」の設置があります。これは急病や事故などの緊急時に、非常ボタン一つを押すだけで自動的に通報されるシステムであります。この装置は、高齢者及び障がい者の安全確保と日常生活の不安を軽減するために設けられたサービスであります。

このサービスの利用の対象者は、おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人及び寝たきりの

老人、またはこれに準ずると市長がお認めになった者を抱える高齢者のみの世帯、そしてひとり暮らしの1級から3級までの身体障がいのある方及び市長がこれに準ずると認めた世帯であります。

現在、この緊急通報装置は130台ほど設置されていると聞いておりますが、平成17年度の国勢調査では、65歳以上のひとり暮らしの老人は540世帯、そして平成22年の国勢調査においては、670世帯と年々ふえております。本装置の設置率を見ますと、19.4%に当たると思います。この少子・高齢化がどんどん進んでいる中で、さきに述べました高齢者のみの世帯や障がい者の世帯を加えると、さらに設置率は下がっているものと考えられております。この緊急通報装置の普及が少ないのは、市民の皆様がこの装置を知らないのではないかと思います。利用者はどれぐらいになっているか。行政からの啓蒙と推進はどのように行っているかを2点お尋ねいたします。

○議長（山口育男君） 民生部長 西部真宏君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部真宏君） それでは岡部議員の御質問の1点目、ごみ減量化の推進についてお答えをいたします。

まず、お尋ねの一つ目、ごみ減量化の数値目標は展開されているのかについてでございますが、ごみ減量化の数値目標につきましては、平成18年度に策定の関市・美濃市地域循環型社会形成推進地域計画というものがございまして、これの中で、平成19年度から平成24年度までの各年度の目標量を定めております。この計画では関市と美濃市の合計で、平成17年度家庭系におけるごみの排出量2万5,960トンに対し、平成24年度の目標値を2万4,853トンとして4.3%減量するものとしております。

平成22年度におけます美濃市の状況でございますが、こちらは総排出量になりますが、総排出量としまして8,397トンの目標値に対し、実績は7,457トンで、目標値より940トンほど多く減量ができ、計画の目標は達成しているところでございます。

なお、この推進地域計画につきましては平成23年度が最終年となりますので、計画の内容を見直し、今年度中に平成24年度から平成29年度までの目標値を定める新たな推進計画を策定しまして、今後におきましても、さらなるごみの減量化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、お尋ねの二つ目、資源集団回収奨励金制度による資源リサイクルの実績はどれほどなのかについてでございますが、現在、学校、PTA、自治会等が集団的に行っていただく集団資源回収に対しましては、キロ当たり3円の奨励金を支出しておりますが、これによる集団資源回収量としましては、平成20年度が43万3,457キロ、約433トンでございます。平成21年度が41万2,741キログラム、約412トン。平成22年度では40万514キロということで約400トンほどとなっております。

三つ目に、レジ袋の有料化で使用数量に変化はあったかとお尋ねでございますが、レジ袋の使用量削減を図るため、平成20年8月に6事業所と協定を締結しまして、レジ袋の有料化をスタートしたところでございます。現在の協力事業所は7事業所となっております。



レジ袋有料化前の辞退率は約15%ほどでしたが、平成23年度では、7事業所からの報告によりますと上半期での辞退率は95.12%と非常に高くなっておりまして、これにより有料化前よりレジ袋がごみとして廃棄される量は、換算しますと約43トンの削減が図られたということになってまいります。

四つ目の家庭用生ごみ処理機の補助制度の利用状況はどれ程なのかにつきましてですが、この制度は電気式生ごみ処理機を購入された場合に、その費用の半額で限度額を1万5,000円として補助する制度でございますが、その利用でございますけれども、平成20年度では6台で9万円を助成、平成21年度では3台で4万5,000円、平成22年度では6台で9万円となっております。

次に、五つ目にお尋ねの広報「みの」にごみ指数として実績値が掲載されているが、本年4月から9月までの減量は約5トン、昨年同期間と比較してわずか1.3%である。今後の減量目標達成に向けて具体的な取り組みをどう行っていくのかについてでございますが、これにつきましてお答えをいたします。

具体的な取り組みにつきましては、まず基本的にはごみを出さない、ごみをつくらない、ごみの再資源、こういったところの啓発を進め、ただいま申し上げましたような資源集団回収の奨励やレジ袋有料化の推進、電気式生ごみ処理機の普及、そのほか7月と8月でございますけれども、朝7時半から1時間程度、自治会や廃棄物減量等推進委員さん、自治会にお見えになる推進委員さんの協力をいただきながら、市職員によるリサイクルの街頭指導と分別収集の徹底を毎年実施しているところでございます。また、ことしにつきましては47の自治会におきまして実施をいただいたところでございます。また、年1回ではございますが、段ボールとピートモスと呼ばれる土壌改良材と、それにもみ殻薫炭を使った生ごみを簡単に減らせる段ボールコンポストというものがございますが、これの講習、普及も行ってまいります。平成22年度の講習会には35名の方に参加いただき、ことし平成23年度は65人の方に参加いただいております。今後におきましても引き続きこういった講習会を重ね、段ボールコンポストの普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

ごみの減量につきましては、これまでもさまざまな取り組みを行っておりますが、まだまだ減量は可能であると考えております。特に市民の皆様方には、もったいない運動やごみ減量の意識をさらに高めていただくことはもちろん、3R運動の啓発、市広報によるごみ減量に向けた取り組みの徹底をお願いする特集ですとか、ごみ減量目標と達成率を比較できる記事の掲載、あるいは廃棄物減量等推進委員の皆さん方の講習会の充実、生ごみ処理機等の推進など、数々のこうした施策を今後もさらに積極的に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、岡部議員の御質問の2点目、高齢者福祉サービスについて、ひとり暮らしの老人及び身体障がい者等のための緊急通報装置の設置数が130台であるが、対象世帯数を考えると普及が少ない。今後の取り組みをどう行うのかについてお答えをいたします。

緊急通報装置の設置につきましては、主にひとり暮らしの高齢者、障がい者世帯等で、災

害ですとか体調不良等、万一の不測の事態が生じたときに早急に安否確認ができる手段の一つとして実施しております。対象としております世帯は、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方や身体障害者手帳1級から3級までのひとり暮らしの障がい者の方、そのほか75歳以上の高齢者のみの世帯で、こういった世帯で特に生活面ですとか健康上の問題で不安を抱えていらっしゃる世帯で設置を希望されているお宅としていただいております。

現在、131世帯でこのシステムを御利用いただいておりますけれども、その内訳としましては、約570名ほどお見えになりますひとり暮らしの高齢者の方については、そのうち128軒で設置をいただいております。高齢者のみの世帯では2軒、障がい者世帯で1軒というふうになっております。

この緊急通報システムは、美濃市と関市で緊急通報システム連絡協議会というものを組織してございまして、NTT回線を使って運用をしております。緊急ボタンを押すと中濃消防本部に設置してございますセンターにつながり、この場合、まず消防署は直ちに折り返し御本人に確認の電話を入れます。そのときに応答がなかったり、あるいは本人が出られても言葉にならないような状態であったような場合には、御本人が指定されました近隣の協力者のところに電話を入れることとなります。そこで、その協力者の方に安否確認をお願いしまして、その結果、万一の場合には救急車両等の出動になるというものでございます。両市におきまして中濃消防組合への登録台数は601台でございます。このうち131台が美濃市でございます。なお、御参考までにこのシステムの過去3年間の利用回数を申し上げますと、平成20年度は38回通報がございまして、このうち33回が誤報でございます。平成21年度につきましては33回、うち28回が誤報、平成22年度につきましては39回、うち35回が誤報といったような状況でございます。

緊急通報装置の設置につきましては、市の広報ですとかホームページなどを使ってお知らせしておりますけれども、特にこういった設置につきましては、民生委員の皆様方に御協力をいただき、該当世帯を個々にすべての世帯を訪問いただき、希望されるお宅に設置をしております。したがって、本年度中に対象者の方の何パーセントを設置するというような目標数値は特に設定しておりませんが、御希望があれば対応させていただくという考え方でございます。今年度におきましても、6月議会を初め9月議会、そして今議会と3回にわたり、約30機分の追加の補正の予算をお願いしているところでもございます。

また、最近では携帯電話ですとかスマートフォン、こういったものが急速に普及しておりますが、こうした機器を御利用になる高齢者の方もふえてきております。緊急時には、こうした最新の機器の活用などにつきましても、今後調査・研究をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 2番 岡部忠敏君。

○2番（岡部忠敏君） 御答弁、大変ありがとうございます。

答弁につきまして、要望を述べさせていただきます。

市民の皆様にはごみの減量の理解を進めていき、そしてその意識を向上させていくためにもはっきりとした目標値を設定し、達成度がわかるようなグラフなどを使って広報でお知らせしていただきたいと思います。そして、年間の目標の達成のためにも、市民1人当たりが1日に何グラムの減量が必要だということを周知していただくことではないかと思っております。これによりまして、年々減少しております集団資源回収の量も歯どめがかかるのではないかと思っております。積極的な啓蒙活動をお願いします。

そして、電気式の生ごみ処理機や段ボールによるコンポストの積極的な普及と推進をお願いいたします。

そして、緊急通報装置の普及のことですが、これは高齢者の方が一の場合の用心のためありますので、民生委員の皆様には大変お世話になりますが、本装置の普及にこれからも一層の御協力をお願いしたいと思います。要望を終わります。

○議長（山口育男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時06分

---

再開 午後2時17分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 佐藤好夫君。

○9番（佐藤好夫君） 発言通告に従いまして一般質問を行います。

小・中学校における暴力、いじめ、不登校の現状についてお尋ねをいたします。

1番目に、小・中学校での暴力行為、いじめ、不登校はあるか。ある場合は、その内容と件数はどのようなお尋ねをいたします。二つ目に、そうしたことについて、指導はどのようななされているのかを教育長にお尋ねをいたします。

今、全国的にいじめ問題は深刻な問題であります。いじめによって自殺する子供たちのニュースをよく新聞やテレビで報道され、こうしたニュースを見るたびに、なぜ自殺する前に自殺をとめることができないかと思えます。いじめを早期発見して、被害者の話を聞いて、加害生徒を指導し、深刻化しないようにできないものかと思うものでございます。教師と生徒の信頼関係があれば、自殺する子供たちはもっと少なくなるし、自殺する子をなくさなければいけないと思えます。子供たちが一番楽しく学校で学び、部活などで体力と精神を高め、安心して学校生活ができるようにしなければいけないと思えます。

11月に入ってからも、新聞にいじめによる自殺をする記事がありました。滋賀県高島市の市立中学校3年の男子生徒を体育館に呼び出して、全裸になるよう強要し、その姿を携帯で撮影したり、その子を投げ倒したり、けるなどし、3人が逮捕される。こうした記事がありました。

また、富山県射水市の小杉中学校2年の男子生徒14歳が自宅で首つり自殺と見られる。この男子生徒は、11月24日に担任に嫌がらせを受けていると相談をしていた。学校側は、名前の拳がった生徒に口頭で指導した。最後にそのいじめられた子が登校した25日に変わった様

子なく見られた。そして次の日に、その生徒が自殺をしたと。こういう子は前からいじめを受けていて、そして、わかりませんが、そうしたときにその子の状況、深刻さが見受けられなかったかなあと、そんな思いがするものでございます。

そして県内でも2006年に瑞浪中の女子中学生の両親が、同級生のいじめが原因の自殺だったとして岐阜地裁に起こした訴訟で、損害賠償請求を棄却された記事が載っております。これは中日新聞の記事ですが、この2006年から、この11月の棄却されるまでの状況が細かく記事が載っております。

2006年10月23日、女子生徒が自宅で自殺。29日、本紙、ほかの新聞社も含めていじめが原因の自殺と報道。学校は自殺につながるいじめはなかったと会見。そして、30日に学校が全生徒に無記名アンケート。それで、30日に学校がいじめが原因と認め、遺族に謝罪をしたと。そして11月に岐阜県瑞浪市の当時の市長、教育長、瑞浪中学校長が市広報に謝罪を掲載。教育長が12月に辞任。2007年に岐阜地方法務局が自殺の原因となったいじめは人権侵害と認定。事件当時の校長に反省を促す。そして、市教育委員に再発防止を要請。市教育委員会が、当時の校長を文書で訓告。そして、日本スポーツ振興センターから2,800万円の災害共済給付金、これは自宅で死亡で異例の決定となっております。そして、2010年に両親が損害賠償を求め岐阜地裁に提訴。2011年、同級生4人が本人尋問で「いじめをしていなかった」と否定された。そして、11月に地裁が両親の請求を棄却したということですが、こうした亡くなったり、自殺をするということは、結局、お互いの隠したり、いろんな問題が起きて、この5年間たって、こういう問題が起きて、5年間たって、本人たちがいじめはなかったということでこういう形なんです、こういう悲しい事故をこの美濃市では絶対に起こしてはいかんとおもいます。

今、岐阜県で県下の全小・中学校の平成22年度の調査結果では、いじめ問題についてですけれども、小学校377校12万1,455人、中学校191校6万199人、高校66校4万6,179人、こうした中での暴力行為・器物破損は、小学校で283件、中学校867件、高校が118件。そしていじめについては、小学校が22年度に2,089件、21年度は3,042件と減少傾向にあります。中学校で、22年度に1,313件、21年度は1,593件。高校が22年度、249件、21年度が251件と減少傾向にはありますが、このうち全体で71%、いじめの解消に向かっているというようなことでございます。そしていじめの内容は、冷やかしたり悪口64%、たたかれたり殴られるが22%、仲間外れ、また無視が17%。そして不登校につきましては、小学校で22年度に484人、21年度は519人。中学校、22年度が1,666人、21年度が1,803人。高校は22年度が826人、21年度が790人。小・中学校では減少傾向にあるが、高校では増加傾向にある。

こうしたいじめがある場合は、被害者の生徒の話をもっとよく聞いて、そして精神的にも和らげられるようにするのが一番かと思いますが、今、皆さんに報告した県のいじめ問題は全国的にも多い方です。それだけ岐阜県はどんな小さなことも、いじめに対しては拾い上げて発表している、そういうことで多いということであろうと思います。

今話しましたように、ことし市民の集いがありました。そのときにも北中の生徒さんが発

表の中に、その子もいじめを受けていたと。死にたいくらいつらかったと。けれども、その子は頑張っって人の役に立てるようになっていきたいというような発表がありました。

そして、ことしの6月ごろ、あるお母さんから、私もいじめの相談を受けました。そのお母さんは、どうしたらいいやろうと。まず「やっぱり学校の先生に相談をしてきてください」そう言いました。そうしたら相談に行かれて、なかなか1週間やそこらではいじめもなくならなかった。それで、毎日帰りにいじめに遭うことによって、その母親はよそへ転校させようと思うけれども、どうやろうというような話もされました。それでもう一度、その転校については、子供さんに一度話を聞いてみてくれと。そして学校へ言ってくださいと。それで、子供は「この学校が好きやで転校することは嫌や」ということを言われたということで、それなら、ぜひ学校の方へそういうこともお話ししながら相談に行ってくれということと言ったら、1週間たたんうちにそのいじめはなくなったという報告をいただきました。

こうして一ついじめがあると、いじめられた子だけじゃなく、その家族、勤めてみえても、子供から電話があると、帰りにまたいじめがあるということで迎えに行く。パートに勤めている。休めばパートもやめさせられる。そういう現状の中で、約2週間ぐらい続いたんですが、これは学校の対応がしっかりしていただいたから、こういう結果に終わったと思っております。

僕はこれについて、美濃市の学校はしっかり対応はされているんですが、今この美濃市の状況がどうであるかということをお尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山口育男君） 教育長 藤川久男君。

○教育長（藤川久男君） 佐藤議員の一般質問、小・中学校における暴力、いじめ、不登校の現状についての1点目、小・中学校の暴力行為、いじめ、不登校はあるか。ある場合、その内容と件数はどのようなかについてお答えします。

議員が御指摘のとおり、子供たちが安心して生活できることは、児童生徒本人や保護者にとってかけがえのないことであり、美濃市としましても最優先にしているところであります。

まず、平成22年度の美濃市の状況を報告いたします。

暴力行為は、小学校ではゼロ件、中学校では1件でした。内容は、生徒間暴力でした。

不登校についてです。国では年間30日以上欠席を不登校として扱っていますので、この基準で判断いたしますと、小学校は4名、中学校は12名でした。

いじめの指導件数は、小学校では3件、中学校では1件でした。そのすべての事案について指導され、一定の解決が図られました。

本年度の状況ですが、不登校については平成21年度に最大22人だったのが、本年11月段階では7人となり、この3年間で確実に減少してきております。また、いじめについては、現段階で把握しているものとして小学校1件、中学校1件です。現在指導中ですが、いずれも解決の方向に向かっております。

次に、2点目の指導はどのようになされているかについてお答えいたします。

このような暴力、いじめ、不登校にかかわることになってしまった児童生徒は、本人はもとより、その家族や周りがかかわっている人々に、そのまま放置されてしまっは心の痛みとして後々まで残ってしまいます。美濃市の子供たちには、そんな悲しい思いを絶対に残さたくありません。そのため美濃市では、暴力行為、いじめ、不登校に対しては次のような手だてを尽くして対応をしております。

①主幹教諭という生徒指導のスペシャリストが、小学校・中学校を兼務して対応に当たっています。数々の生徒指導の経験を生かし、迅速かつ適切に対応をしております。②全小・中学校が活用できるよう、スクールカウンセラーが専門的に心のケアに当たっております。③市独自で各学校に特別支援員、心の相談員、教育委員会内に適応指導員を配置し、児童生徒の個々の状況に合わせて、継続的に心のケアに当たっております。④中濃子ども相談センターや健康福祉課とも連携し、社会福祉士による保護者への指導、児童心理士による児童生徒の心のケアを行っております。⑤個別のケースにつきましては、大学教授や専門家による指導助言を受け、専門的な対応をしております。⑥ケース会議を開催し、関係諸機関及び主任児童員、民生児童委員と連携して対応しています。⑦幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校が連携し、適切かつ継続的な対応をしています。⑧児童生徒への生活アンケートを定期的に行い、早期発見し、初期段階で指導が行えるようにすることを心がけています。

いじめは大人の目の届かないところで起きるという認識のもと、潜在化しているものが多くあるという危機意識を常に持ち、アンテナを高くして未然防止に取り組んでいかなければならないと考えています。すべての教育活動において、自分のことも他の人のことも大切にできる子供の育成を充実させ、思いやりの心にあふれた、どの子も安心して楽しく生活できる学校づくりに努力してまいりますので、こうした学校教育の現状を御理解願いますようお願い申し上げます。

○9番（佐藤好夫君） 了解。

○議長（山口育男君） 次に、13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 私は一般質問4点を行います。

1点目は、国民健康保険法では被保険者が特別の理由がある場合、病院の窓口負担を免除することができるがあるが、市はどう対応しているのかお尋ねをいたします。

国民健康保険法44条では、保険者に特別の理由がある場合、窓口の一部負担を減免できると明記しております。国保法に規定があるにもかかわらず、全国的に約4割の700市町村で規則や要綱を定めておりません。日本共産党は国会でこの問題を取り上げ、厚生労働省は答弁の中で、生活困窮者に対するセーフティーネットをさらに広げる方向で努力すると表明し、昨年の9月に医療費窓口一部負担金免除の最低基準とする事務連絡を各市町村に行いました。

その内容は、①として、入院療養中であること。②として、収入が生活保護の基準以下であり、預貯金が生活保護基準の3ヵ月以下であること。③として、期間は1ヵ月単位の更新制で3ヵ月までを基準とするが、3ヵ月までに制限するものではない。④として、療養が長期に及ぶ場合、生活実態に留意し、必要に応じて生活保護の相談など福祉施設が利用できる

ようにすること。⑤として、保険料の滞納の有無にかかわらず、一部負担金の減免を行うとされており。こうした通達があるにもかかわらず、先ほど言いましたように全国の40%の市町村が要綱や規則を持っておりません。県内では14市が既に実施しており、検討中は美濃市を含め3市であります。

実は、先般も市内に住む50代のAさんから私に相談がありました。女性は闘病生活のため働くことができず、毎月の医療費も相当程度必要でした。母と子の2人暮らしで、生活費は子供がアルバイトを掛け持ちで支えているような世帯です。それでも生活保護費の支給には至りませんでした。生活保護が受給できず、医療費の支払いに困っておられる生活保護のボーダーラインで苦しんでおられる方々が最近特に多くなっておられます。憲法25条では、健康で文化的な生活を営む権利を有するとありますが、それを実感できる世帯が少なくなっているのが現状であります。市は、減免制度の実施に向け要綱をつくる作業に入っていると聞き及んでおりますが、どんな内容になるのかお尋ねをいたします。

2点目は、市の防災対策についてであります。

東日本大震災から8ヵ月が過ぎようとしております。地震による津波で、12月7日現在で東北3県で死者1万5,840人、不明者3,529人となり、いまだに3,600人近くの方が行方不明になられております。また、地域そのものが消滅し、復旧・復興には相当な時間を必要といたします。自然の恐ろしさをまざまざと見せつけられてきたものでした。同時に、福島原発事故であります。安全神話のもとに進められてきた原子力発電所計画、まさにこれは人災であります。放射能は目に見えないことで恐怖感が増してきます。いまだに住みなれた我が家にも帰れず、見知らぬ地で避難生活を余儀なくされておられる多くの方々、原発事故は一人起これば取り返しがつかない大きな被害が起こります。除染作業は遅々として進んでいません。福島原発事故以来、原発廃炉の声が日本列島を揺り動かしております。

さて、岐阜県でも静岡県の浜岡原発が近くに、原発銀座と言われる福井県から約80キロ圏内。原発に対して市民の皆さんの関心も大変敏感になられております。想定外では済まされません。これまでは市の防災計画も主に地震や水害、がけ崩れなどを想定し策定されていると思いますが、今後、原発事故を念頭に入れた防災計画の見直しがあるのかどうか質問をいたします。

二つ目は、避難所となる小・中学校などの公共施設に食料の確保が必要と思いますが、どうでしょうか。あつてはならない大きな災害が起きたとき、学校などに多くの市民が避難した場合、食料が備蓄してありませんが、一定の食料の確保は必要と思いますが、いかがでしょうか。

三つ目、防災指導員の養成についてであります。

隣の関市は、地域から消防団を退職された方々を推薦してもらい、2年の任期で防災士として市が委嘱し、活動をしてもらうようにしているようであります。美濃市でも何かあったとき、地域のリーダーとして役割を担ってもらえる防災士が必要と思いますが、いかがでしょうか。

四つ目は、市民の防災意識の高揚のため、職員による出前講座ができないかお尋ねをいたします。市内には多くのところで防災組織がつくられておりますが、地域によって防災意識などに温度差があり、それは訓練の方法や回数にもあらわれており、防災意識を高めるための啓蒙活動が必要と思います。

先月19日に関市でありました防災についての学習会に参加したところ、講師に中濃消防署の方と関市の職員が来られ、わかりやすい話を聞くことができました。防災意識が私なりに強まったと感じております。話を聞くことにより、身近な問題としてとらえることができます。市民の防災意識を高めるため、これまでも実施されているようでございますが、PRも含め、もっと積極的に地域に出かけ、啓蒙活動を強めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

質問の3点目でございます。下水道の水洗化率向上について質問いたします。

市の下水道の規則によれば、工事を行う場合に市のあっせんで金融機関から資金を借りた場合の利子補給は、供用を開始してから3年以内に工事を行う者となっておりますが、この3年以内を削除できないかお尋ねをいたします。また、資金を借りた場合、返済期間が5年となっておりますが、それを延長できないかお尋ねをいたします。

公共下水道の水洗化率は、今年10月末現在で右岸処理区が69.8%、左岸処理区が57.8%、長瀬処理区が26.2%で、公共下水道全体の水洗化率は59.1%となっております。農業集落排水は全体で74.9%であります。下水道の水洗化率を引き上げるため、これまでも提案や意見を申し述べてきましたが、市は啓蒙活動が最善の策のように私の提案を受け入れようとしませんでした。水洗化が遅々として進んでいないのが現状ではないでしょうか。22年度1年間の接続件数は89件で、第5次総合計画で掲げてあります90%の目標が達成できるのか大変危惧しているところであります。

そこで、今回も提案ですが、市のあっせんにより金融機関で工事費などの資金を借りた場合、これまでは供用開始から3年以内に限り、市が利子分を補助するということではありますが、3年以内を取り払い、いつ借りても市が利子補給をするということにならないか質問をいたします。そこで、現在供用を開始してから3年以内に該当する地域はどの地域ですか。多くの地域が3年を超えているのが現状ではないでしょうか。利子分といっても、現在の金利は大体2.15%ぐらいだと思いますので、思い切って利子分は市が補助するというところにならないかお尋ねをいたします。

二つ目は、現状では資金を借りた場合、5年間で返済をしなければなりません。例えば100万円借りた場合、5年間で返済すると単純計算で毎月の返済額が1万6,000円強になりますが、返済期間を10年とすると8,000円強となり、返済が随分楽になり、水洗化率の向上につながっていくと思います。お願いすることも大事ではありますが、啓蒙活動では無理があります。具体的な提案を示さなければ難しいと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に4点目であります。



中央公民館の1階部分のロビーに空調施設がないが、どうするのか質問いたします。

ある市民の方から、中央公民館を利用しているが、1階部分に冷房施設がないが、どうし  
てかと問い合わせがありました。中央公民館は多くの市民が利用され、和紙絵画展や児童生  
徒の作品展など多くの行事も行われております。早く来られた方は、ロビーで待っておられ  
ますが、空調施設がなければ寒いところで待たなければなりません。夏はその反対です。

7年前に中央公民館の各部屋の冷暖房はコインで利用できるようになりましたが、1階部  
分は、現在空調の整備が行われておりません。これから冬に向かってだんだんと寒くなって  
きますが、なぜきょうまで整備されなかったのか、公民館ロビーに空調施設がないので、早  
急な設置をお願いしたいと、このように思いますがいかがでしょうか。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（山口育男君） 民生部長 西部真宏君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部真宏君） それでは、塚田議員の御質問の1点目、国民健  
康保険法第44条では、被保険者が特別の理由がある場合、窓口一部負担金を免除することが  
できるとあるが、市はどう対応しているのかについてお答えをいたします。

国民健康保険法第44条第1項に規定する一部負担金の減免は、市が被保険者に対し、窓口  
負担の困難な場合を認めた場合は減免できるとあります。このことにつきましては、平成22  
年9月13日付で厚生労働省保険局長から、一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機  
関の一部負担金の取扱についての一部改正について、通知が参ったところでございます。こ  
れを受けまして、平成22年9月30日時点で調査を行いましたところ、要綱を制定しました市  
は県下で、岐阜市、高山市、郡上市の3市でございました。ほかの18市につきましては検討  
中でございました。その後、本年11月24日に開催の県下都市国保・年金主管課長会議で、県  
下の21市の一部負担金減免の状況を調査しましたところ、14市が施行、3市が今年度実施に  
向け検討中、3市は未定との状況でございました。検討中を入れますと約8割が既に実施し  
ているか、もしくは今年度中に実施するとしておりました。

当市といたしましても、取り扱い要綱の制定に向けまして、各市の要綱等も参考にしなが  
ら、またいろいろな場合を想定しまして、現在要綱を検討中でございます。その中で、特に  
対象世帯につきましては、災害等により被害を受けられた方はもちろんでございますが、収  
入が著しく減少したときの状況も判断し、減免や支払い免除とする場合の一部負担金減免基  
準率や減免割合をどれだけにするのか、また療養に要する期間を考慮しての減免の期間をど  
れだけにするのか、そのほか一部負担金の支払いを一時的に猶予する場合の取り扱いですと  
か、保険税に滞納のある世帯をどうするのかなどの点につきまして現在検討をしている段階  
でございます。議員御指摘の事柄につきましても参考にさせていただき、年度内に要綱を定  
め、来年4月から実施できるよう進めていきたいというふうに考えております。また制定後  
は、市広報等にも掲載し、周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理  
解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（山口育男君） 総務部長 梅村健君。

○総務部長（梅村 健君） それでは塚田議員の一般質問の2点目、市の防災対策についての一つ目、防災計画はどんな災害を想定して作成してあるのかにつきましてお答えいたします。

美濃市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、美濃市地域における気象、地勢、地域的特性等によって起こり得る暴風、豪雨、洪水等の自然現象によるものや、地震災害、大規模な火災、爆発等の災害を想定するとともに、それぞれの災害に対する各種対策を策定しております。

原発事故による対策につきましては、防災協定を結んでおります揖斐川町の一部が30キロ圏域に、福井県大野市の一部が50キロ圏域に入ることなど住民の避難対策も含め、現在国が災害基本計画の見直しを行っております。それに基づき県計画の改定がされますので、市の地域防災計画もこれにあわせて改正してまいりたいと思います。

次に、二つ目の避難所となる小・中学校などの公共施設に食料の確保ができないかについてでございますが、現在、食料の備蓄につきましては、防災中央コミュニティセンター、道の駅美濃にわか茶屋、藍見防災センター、洲原防災センター、上牧地域ふれあいセンターにそれぞれ乾パン、アルファ米等5,400食を備蓄しております。今後も各地区におきましては、衛生面、管理面のこともございますので、地域ふれあいセンターを中心に整備してまいりたいと思います。

また、災害時における生活必需物資の調達に関する協定をイオン株式会社ジャスコ美濃店及び株式会社オークワと締結し、食料の供給を行っていただくことになっております。なお、市民の皆様にも自助努力として、家族が3日間程度生活できる食料などの確保の協力について、自治会・自主防災会などをお願いし、啓発活動を図りたいと考えております。

次に、三つ目の防災指導員を養成する必要があるのではないかについてでございますが、美濃市第5次総合計画においても、安全で安心な環境整備として、自分たちの地域は自分たちで守る地域づくりの推進や、防災危機管理体制の強化に努めることにしております。美濃市では、各地域に自主防災組織の結成を進め、現在96.9%、66自治会中64自治会において自主防災組織を結成していただいております。したがって、この組織がいざとなったときに活動できるよう育成強化に努め、リーダーの育成を図っているところでございます。

毎年10月に開催しております市民ふれあい消防祭では、各自治会において、消防団OBを含めた自主防災組織と消防団が協力する中で市が支援し、独自に避難訓練、初期消火訓練、災害図上訓練などを行っております。万が一災害が起きたときは、要援護者の避難支援など、自主防災組織の身近での活動が最も重要でございます。こうしたことから、さまざまな訓練を重ね、多くの皆さんに参加していただきながら、さらなる自主防災組織の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に四つ目の防災意識を高めるため、職員による出前講座を実施できないかについてでございますが、現在、地震対策や防災訓練のやり方等、既に防災意識の高揚や減災についての出前講座は実施しております。今後は、さらなる出前講座のPR活動を行い、活用いただけるよう努めてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

ていただきます。

○議長（山口育男君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） それでは塚田議員の一般質問の3点目、下水道の水洗化率向上についての一つ目、資金を借り入れた場合、利子補給は供用開始後3年以内に工事を行う者となっているが、3年以内を削除できないかについてお答えいたします。

下水道事業は、公共水域の水質保全と美しい自然環境を将来に引き継ぎ、快適に暮らすために重要な役割を果たすものでございます。このため、公共下水道、農業集落排水の整備に積極的に取り組んできたところでございます。

水洗化率の向上は、もったいない運動の重点項目として市の広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ、関係自治会への回覧文書及び戸別訪問により、接続への啓発活動の実施をしております。また、水洗化率につきましては、ことし11月末現在で公共下水道全体で59.3%、農業集落排水全体で75.1%でございます。

議員の御質問につきまして、美濃市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則では、公共下水道や農業集落排水に接続する場合、供用開始後3年以内に接続工事を行う者など、貸し付け基準を満たすことを条件に貸付額100万円以内、償還期間5年以内の融資あっせんと、利率3%までの利子補給制度となっております。下水道法及び美濃市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例により、供用開始後3年以内となっております。

現在、供用開始してから3年以内に該当する地域は、農業集落排水で乙狩の面平、口本地区、公共下水道で口野々地区の一部であり、両方で該当世帯は90世帯でございます。

融資あっせん及び利子補給の利用者数は、公共下水道で制度ができました平成8年度から平成22年度まで56人で、1年当たり3.7人であります。また農業集落排水では10人で、1年当たり0.8人となっております。県下の状況につきましても、ほとんどが当市と同じく供用開始後3年以内という条件でございます。

今後につきましては、戸別訪問などの際に、未接続世帯の方が接続するためにどのようなことを望んでみえるかの的確に把握しながら、水洗化の向上を図る観点から、融資あっせん及び利子補給のあり方について検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて二つ目の返済期間の延長ができないかについてお答えいたします。

融資あっせん額の返済期間は、現行では5年以内となっております。これにつきましては、あくまで貸し付け金融機関との契約となります。県下の状況では1市のみ7年でございますが、ほとんどの市町は5年以内となっております。他市の状況や金融機関の動向を見ながら、今後の検討課題とさせていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（山口育男君） 教育長 藤川久男君。

○教育長（藤川久男君） 塚田議員の一般質問の4点目、中央公民館について、1階のロビーに空調設備が備えつけていないが、設置できないかについてお答えいたします。

美濃市福祉会館・中央公民館の空調設備につきましては、昭和61年の開設時は、地下タンクに貯蔵した灯油を燃焼させる冷温水発生機による全館集中管理冷暖房システムでございましたが、老朽化に伴います全面改修が必要となり、省エネ対策、温暖化防止や故障時の迅速な対応、経費の節減など、総合的な判断から平成17年度に電気個別冷暖房システムに改修いたしました。この際に、御質問の1階のホールにつきましては、市社会福祉協議会が月2回実施します法律相談を除きますと、年間数回しか御利用がないことや、1階から3階までが吹き抜けになっている構造など、費用対効果から電気個別冷暖房システムの設置をしないこととしました。

以降、これまでに利用者からは、寒さや暑さに対します御意見や御要望が寄せられたことは確認しておりませんが、現在、待ち時間の必要な法律相談では、1階の和室を控室として御利用いただいております。今後は1階ホールのイベント等による利用頻度が多くなれば、利用者の方々の利便を考え、対策を検討させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

〔13番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 4点質問をいたしました。それぞれ要望を申し上げておきます。

1点目の国保法44条に規定されている生活困窮者に対する医療窓口負担の減免制度について、答弁では要綱の内容について検討を行っているということですが、重要なことは、厚生労働省の事務連絡どおりに行うかどうかということであると思っております。先ほども言いましたが、療養が長期に及ぶ場合、生活実態に留意し、必要において生活保護の相談を行うとありますが、このことは相談者の生活実態をよく見て、事象によっては、生活保護の申請まで手を差し伸べることだと私は思います。そのためには、国保の担当者と生活保護の担当者の横の連絡を密にすることが重要になってきます。対応はぜひそうあっていただきたいと思っております。また、減免の期間につきましても、市の考え方は何ヵ月になるかわかりませんが、制限するものではないとされておりますので、その方向で検討を願います。

そこで、もう1点でございますが、保険税の滞納世帯についてどう取り扱うかということですが、やはりこれも通達でございますように、滞納の有無にかかわらず、一部負担金の減免を行うということでございますので、ぜひそのように実施してほしいと、このように要望しておきますので、よろしく願いをいたします。

2点目の防災対策についても要望しておきます。

二つ目の避難所の食料確保について、答弁では各地域にあるふれあいセンター、これを中心に考えるという答弁でありましたが、特に私が危惧をしていることでは、災害が起きると孤立状態になる地域、こういう地域については当然衛生面や管理面があると思っておりますが、配慮をぜひ願いたいと、このように思いますので検討をよろしく願います。

それからもう1点でございますが、四つ目の職員による出前講座についてでございますが、これはやはり市民の皆さんの防災意識を高めるためには非常に重要なこととあります。特に

減災については、御承知のように自助が7割、共助が2割、公助が1割と言われております。ふだんから、自分や家族の身を守るために何が必要なのか、自分でできることは何なのか、そのための出前講座は大変意義があることだと思いますので、ぜひこれのPRにも努めていただきたいと要望しておきます。

それから、3点目の下水道の水洗化の向上についても、私は3年以内を削除してほしいと実施状況について申し上げました。そして、返済期間の延長であります。答弁は、検討する、あるいは検討課題ということではありますが、利子補給の3年以内については、該当する地域が公共下水と農排を合わせても100世帯以下です。多くの地域が供用開始から3年以上たっており、利子補給は該当いたしません。再来年には、すべての地域が該当しなくなります。この際、利子補給の3年という期間を削除することが、水洗化率の向上につながると、このように思いますので、新年度からぜひ実施をされるよう要望しておきます。

また、返済期間の延長については、検討課題ということは時間をかけて検討するというようなのですが、羽島市が限度額200万円ですが、返済期間が7年となっておりますので、今後金融機関との調整を早くしていただきまして、毎月の返済額が少しでも少なくなるように要望しておきます。

それから、4点目の中央公民館の空調でございますが、経費の節減ということで、個別の冷暖房システムにされた経緯がありますという話がございましたが、これは市の施設であります。市役所と同様、中央公民館は市民の皆さんが日常的に出入りをされ、また活動される場所でもありますので、当面の対策をとると同時に、冷暖房の耐用年数が来たときには、当然全館が空調施設になるよう強く要望して、私の要望をすべて終わります。ありがとうございました。

○議長（山口育男君） 以上をもちまして、市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている議第65号から議第73号、議第75号から議第78号までの13案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務産業建設常任委員会は12月9日午前10時から、民生教育常任委員会は12月12日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから12月13日までの5日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから12月13日までの5日間、休会することに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（山口育男君） 本日は、これをもって散会いたします。

12月14日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は御苦労さまでした。

散会 午後3時13分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年12月8日

美濃市議会議長            山   口   育   男

署 名 議 員            古   田            豊

署 名 議 員            太   田   照   彦





平成23年12月14日

平成23年第6回美濃市議会定例会会議録（第3号）

## 議 事 日 程 (第 3 号)

平成23年12月14日 (水曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第65号 平成23年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 3 議第66号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議第67号 平成23年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第68号 平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第69号 平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議第70号 平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第71号 平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議第72号 平成23年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第10 議第73号 平成23年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第11 議第75号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第76号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第13 議第77号 美濃市スポーツ振興審議会設置に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第14 議第78号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第14までの各事件

(追加日程)

市議第 3 号 国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書

---

### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	古 田 秀 文 君	2 番	岡 部 忠 敏 君
3 番	辻 文 男 君	4 番	庄 司 義 廣 君
5 番	古 田 豊 君	6 番	太 田 照 彦 君
7 番	森 福 子 君	8 番	山 口 育 男 君
9 番	佐 藤 好 夫 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	日 比 野 豊 君	12 番	野 倉 和 郎 君
13 番	塚 田 歳 春 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

## 説明のため出席した者

市長	石川道政君	副市長	加納和喜君
教育長	藤川久男君	総務部長	梅村健君
民生部長 (福祉事務所長)	西部真宏君	産業振興部長	渡辺彰君
建設部長	丸茂勝君	会計管理者兼 会計課長	瀬瀬恒雄君
美濃病院 事務局長	西部繁雄君	総務部参事兼 税務課長	古田行雄君
民生部参事兼 健康福祉課長	佐藤祥一君	総務課長	古田和彦君
秘書課長	井上司君		

---

## 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原英樹	議会事務局 議次	古田孝見
議会事務局 書記	長屋充宏		

## 開議の宣告

○議長（山口育男君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（山口育男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口育男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 森福子君、9番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第65号から第14 議第78号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 日程第2、議第65号から日程第14、議第78号までの13案件を一括して議題といたします。

これら13案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君。

○総務産業建設常任委員会委員長（太田照彦君） おはようございます。

今期定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月9日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に、議第65号 平成23年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第67号 平成23年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第68号 平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第69号 平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号 平成23年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第75号 美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第76号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号 美濃市スポーツ振興審議会設置に関する条例等の一部を改正する条例について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第78号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（山口育男君） 次に、民生教育常任委員会委員長 森福子君。

○民生教育常任委員会委員長（森 福子君） おはようございます。

今期定例会において、民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月12日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第65号 平成23年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第66号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第70号 平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第71号 平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第72号 平成23年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第76号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等

の一部を改正する条例について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号 美濃市スポーツ振興審議会設置に関する条例等の一部を改正する条例について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（山口育男君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第65号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第65号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第66号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第66号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第67号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第67号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第68号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第68号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第69号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第69号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第70号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第70号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第71号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第71号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第72号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第72号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第73号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第73号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第75号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第75号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第76号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第76号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第77号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第77号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第78号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第78号は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（山口育男君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第3号が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

### 市議第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 市議第3号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第3号について、7番 森福子君。

○7番（森 福子君） ただいま追加上程されました市議第3号 国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読して提案とします。

それでは、議案集の2ページをお開きください。

国民健康保険法第1条では、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定め、これを制度化したものが国民皆保険である。

国民健康保険法が発足した当時は、自営業者、農林漁業者が加入の中心であったが、産業構造の変化や高齢化により加入構成が一変した。

こうした状況を受けて、国は国庫負担金を引き上げて国保の安定運営に全力を挙げるべきだったが、1984年の国庫負担率49.8%を2009年には25.0%に引き下げた。このため、保険料



は全国的に大幅に引き上げられ、2009年には全国の国保加入世帯の20.6%、463万世帯が保険料を滞納する事態に陥っている。

当市においても、国保運営は危機的状況にあり、平成23年度においては、財源不足を補うため一般会計繰出金の大幅な増額と保険料平均20%の引き上げを行ったところである。被保険者や財政基盤の弱い地方自治体の負担も限界に来ている。

2011年は、国民皆保険が発足して50年の節目にあり、国民皆保険を形骸化させないために、国は国保に対する国庫負担金を引き上げ、国保財政の安定化を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣でございます。

以上、御審議をお願いいたしまして、御採択いただきますようよろしく願いをいたします。

○議長（山口育男君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

---

再開 午前10時22分

○議長（山口育男君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、市議第3号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

---

### 閉会の宣告

○議長（山口育男君） これをもって本日の会議を閉じ、平成23年第6回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時23分

---

### 市長あいさつ

○議長（山口育男君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、こんにちは。

平成23年第6回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成23年度美濃市補正予算を初めとする18件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただき、まことにありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政運営に反映するよう努力する所存でございます。

ことを振り返ってみますと、美濃市におきましては、4月に10年後の美濃市を見据えた美濃市第5次総合計画がスタートいたしました。将来都市像の「住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまち」「市民がつくるキラリと光るオンリーワンのまち」を目指して順調にスタートができたものと思っております。

全国的には、災害が多かった年であったとの印象が強く、3月11日に発生しました東日本大震災では、地震に加え、想定をはるかに超える大規模津波により、東北から関東地方にかけて太平洋沿岸での甚大な被害がもたらされ、多くの犠牲者が出ました。また、原子力についても同じことでもあります。家族や身内を亡くされた方々、家や財産を一瞬のうちに失われた方、あるいは壊滅状態で行政機能が麻痺した自治体など、想像もつかない災害を経験され

ました。しかし、今なお不自由な生活を余儀なくされ、これから厳しい冬を迎え、復興対策経費を中心とした第3次補正予算が可決されたとはいうものの、仮設住宅で年越しをされようとしている方々などまだ大勢おられ、生活面や健康面を心配するものでございます。

また、原発問題は重大な原子力事故であり、風評被害も伴って大きな社会問題となっておりますが、一刻も早く安全で安心な生活を取り戻してもらわなくてはなりません。改めまして、東日本大震災への対応には国のスピード感を持った有効な施策を求めるものであり、被災地の一日も早い復興をお祈りするものであります。

さらに9月には、台風12号、15号が相次いで各地に大きな被害と多くの犠牲者をもたらし、被害に遭われた方々は今日もなお不自由な生活を余儀なくされており、御冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。

美濃市としましては、集中豪雨や土砂災害対策に対するスピーディーな情報伝達や避難指示など、改めて日ごろの万全の備えを初めとした災害に対する見直しを行っているところでございます。

さて、年の瀬を控え、地方における経済情勢は依然として極めて厳しいものがございます。市では、市民の皆様が安全で安心して無事に越年でき、新年が迎えられるよう、職員とともに頑張っていきたいと思っております。同時に、景気対策の迅速な対応を、岐阜県市長会と連携しながら国に働きかけてまいりたいと思っております。

現在、国では平成24年度予算の編成中ではありますが、これまでの国の姿勢では、社会保障と税の一体改革と、消費税については地方への配慮がされておらず、そのため、本日この議会におきまして国民健康保険に対する国庫補助負担金の引き上げを求める意見書を採択いただきました。まことに時を得たもので、感謝をしているところであります。

今後、内閣の動向を見ながら、さらなる財政負担の増加など、地方への影響が懸念する場合は、全国市長会等を通じまして私どもも国に対して強く要望するなど、積極的な活動を展開していきたいと思っております。

さて、平成23年も残すところわずかとなりました。議員各位にはこの1年間、市政進展のために御活躍をいただき、まことにありがとうございました。年の瀬も迫り、何かと心せわしくなりました。寒さも一段と厳しくなっております。議員各位には、なお一層御自愛いただき、市民の皆様とともに健康で輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げ、またこの1年間の御指導、御協力に感謝を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山口育男君） 本定例会には、平成23年度美濃市一般会計補正予算を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げます。

なお、本年も残すところあとわずかになりましたが、年末年始を事故等に御注意ください

まして、輝かしい新年をお迎えになるよう御祈念申し上げ、閉会といたします。  
本日は御苦勞さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年12月14日

美濃市議会議長                      山   口   育   男

署 名 議 員                      森                      福   子

署 名 議 員                      佐   藤   好   夫

## 総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	結果
議 第 6 5 号	平成23年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 6 7 号	平成23年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 6 8 号	平成23年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 6 9 号	平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 7 3 号	平成23年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 7 5 号	美濃市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 7 6 号	美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について中所管部に関する事項	原案可決
議 第 7 7 号	美濃市スポーツ振興審議会設置に関する条例等の一部を改正する条例について中所管部に関する事項	原案可決
議 第 7 8 号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について	原案可決

平成23年12月13日

総務産業建設常任委員会委員長 太 田 照 彦

美濃市議会議長 山 口 育 男 様

## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議 第 6 5 号	平成23年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 6 6 号	平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 7 0 号	平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 7 1 号	平成23年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 7 2 号	平成23年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 7 6 号	美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について中所管部に関する事項	原案可決
議 第 7 7 号	美濃市スポーツ振興審議会設置に関する条例等の一部を改正する条例について中所管部に関する事項	原案可決

平成23年12月13日

民生教育常任委員会委員長 森 福 子

美濃市議会議長 山 口 育 男 様